

独立行政法人農林水産消費技術センター 平成15年度業務実績評価シート

評価指標欄の記号はそれぞれ、大項目○、中項目◎、小項目△である。

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	評価指標及び評価方法	事業報告及び特記事項	評価
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置	◎業務運営の効率化	<p>【特記事項】</p> <p>当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等</p> <p>① 法人からのお「業務の重視度」、「組織体制運営の整備」、「業務運営能力の向上」、「業務運営による効率化」「業務運営基準目録」について評価を行つた結果、すべての中項目に評価を行つたことから、大項目はA評価となる。</p> <p>② 「組織体制の整備」について、理事長は法人に与えられた使命を果たすため、定期的な幹部会議等により業務状況の把握及び指示の徹底に努め道切な業務運営を行つた。また、マネジメントレビューを実施するなど業務改善に積極的に努力している。</p> <p>③ 昨年度、評価書の一部に誤謬があり、その原因究明及びその報告が法人からあつた。法人はこれら一連の事実関係について速やかに処理した。</p>	A
1 業務の重点化	1 業務の重点化	1 業務の重点化	○業務の重点化	<p>業務の重点化 国民のニーズを把握し、 必要性の高い事項に優先的取り組んでいくため、</p>	A

以下に掲げる業務の重点化に取り組む。

評価aの指標数： 16×2 点 = 32点
評価bの指標数： 0×1 点 = 0点
評価cの指標数： 0×0 点 = 0点
合 計 32点
(32/32=100%)

(1) 食品等の品質及び表示並びに食品等に関する調査及び分析並びに食品の収集、整理及び提供の取扱い

(1) 食品等の品質及び表示並びに食品等に関する調査及び分析並びに食品の収集、整理及び提供の取扱い

ア 農林水産物、飲食料品（酒類を除く。）及び油脂（以下「食品等」という。）の品質及び表示に関する調査分析について、は、食品等の流通及び消費の実態等のニーズや、食品等を踏まえ、必要性の高い課題を選定して実施する。

ア 調査分析の重點化
(1) 調査分析の実施に当たっては、消費者ニーズ、流通、消費の実態等の把握のため、消費者団体、地方公共団体等によるアンケート調査を行う。

(1) 調査分析の重點化
○ 総合的な消費者ニーズ、消費の実態等を把握するため、消費者団体等によるアンケート調査を行う。

- ◇ 消費者動向等把握のため、全国的なアンケート調査を行った。
a : 適切な調査対象・内容により行った
- b : 一部不十分な調査を行った
- c : 調査を行わなかつた

◇ 検討の結果を踏まえて、必要性の高い課題を選定した。
a : 必要性の高い課題を選定した
b : 必要性の高い課題を選定しなかつた

○ 食品等の特性を把握するため「食品等特性把握調査」並びに農林物資の検査技術に関する研究（以下「調査研究」という。）において、「調査研究」と必要性の高い課題をそれぞれ別々に実施するため、それぞれ消費者団体及び業界団体による調査研究により課題を選定する。

(1) 調査の要望の多い課題、新たに開発された食品の特性調査等の必要性の高い課題を有識者を含めて各事業年度において検討を行う。

○ 調査の要望の多い課題、新たに開発された食品の特性調査等の必要性の高い課題を有識者を含めて、外部の有識者等に於いて検討し、その検討結果（以下「調査研究」という。）において、「調査研究」と必要性の高い課題をそれぞれ別々に実施するため、それぞれ消費者団体及び業界団体による調査研究により課題を選定する。

イ 残留農薬調査分析の迅速化
イ 残留農薬等の微量物質の調査分析の需要に的確

【事業報告書の記述】
消費者ニーズを把握するため、地方公共団体、消費者団体等に対する全国的アンケート調査（回収数／配布数 2,098／3,956）を実施した。
・講習会に關するアンケート
 (回収数／配付数 1,335／2,531)
・消費生活センター職員等研修に關するアンケート
 (回収数／配付数 445／900)
・食品等特性把握調査に關するアンケート
 (回収数／配付数 318／525)

【事業報告書の記述】
外部の有識者を含む消費者対応業務推進委員会を開催し、各種アンケート調査等により得られた情報、消費者相談を踏まえて、平成16年度の食品等特性把握調査課題について検討し、「ダツタンソばの調理による機能性成分の変化」、「黒大豆加工食品の品質特性調査」及び「ダツタンソばの調理による機能性成分の変化」、「黒大豆加工食品の品質特性調査」の必要性の高い3課題を選定した。
また、調査研究についても、外部の有識者を含む委員会を開催して研究課題を選定した。

【その他特記事項】
平成13年度及び平成14年度の調査結果について広く消費者等に情報提供した。

◇ 実施した課題の調査結果を広報誌、ホームページ及び講習会等で情報提供した。
a : 情報提供した
c : 情報提供しなかつた

(2) 残留農薬調査分析の迅速化

イ 残留農薬等の微量物質の調査分析の需要に的確

- 対応するため、現在行っている残留農薬の調査分析の迅速化の目標：平成11年までに要する時間の期間中に、10%削減する。
- 速度を基準とする時間の期間中に、10%削減

- 中期目標の期間中に既存の残留農薬の調査分析を10%削減するため、既存の農薬の分析による農薬を要する時間の間に、既存の農薬の分析を行なう。

◇農薬の精型分離工程等を中心とした既往の分析法を改良し、平成11年度の調査分析時間ごとに目標期間中に10%削減するため、本年度は、5工程ある精型分離工程等を図るため、共通化について検討する。

- a : 計画値の達成度合は90%
- b : 計画値の達成度合は50%
- c : 計画値の達成度合は50%
- d : 計画値の達成度合は未満

【事業報告書の記述】
精製工程の共通化について検討したことにより、精製工程に精型カラムを導入することにより、前年度までの改良と併せ残留農薬の分析に要する時間は、前年度を平成11年度を基準として6.0%短縮した。

【その他特記事項】
達成度合：100%

ウ インターネット等の情報提供媒体の活用等を進め、消費者等に対し、食品等の調査分析結果に係る情報の迅速かつ効率的な提供を図る。

- (3) 調査分析結果等の情報の迅速かつ効率的な提供媒体を用いて、効率的な情報提供を行うとともに、必要性のある改善を行なう。
- (4) 常時情報提供を行なうとともに、最新情報を常に、提供情報を迅速に提供できる方策を検討する。

- ホームページを開設するともに、定期的な見直しを行ない、必要な改善を図った。
- 開設し、若しくは見直しの結果、改善の必要はないが、開設せず、又は必要な改善を行わなかつた。

【事業報告書の記述】
利用者に対するアンケート調査を行い、広報企画委員会及び同委員会幹事会に詰り、イベント情報を見やすくする等の必要な改善を図った。

【事業報告書の記述】
センターのホームページを計195回供のため、センターサイトのホームページ(延べ1,137件)更新し、常時最新情報を提供した。ホームペジ312,684回であった。

【その他特記事項】
ホームページによる効率的な情報提供結果、顧客満足度は5段階評価で3.9であった。「食の安全・安心情報交流ひろば」を平成15年7月1日に開設した。

【センターホームページ】
「センターホームページ」は延べ195回(1,137件)更新し、「食の安全・安心情報交流ひろば」は延べ125回(1,022件)更新した。

- ホームページ上の消費者相談事例等の最新情報を常時更新した。
- 情報を常時(月に1回以上)更新した。
- 情報の更新の頻度が低かった。
- プレスリリースを発表当日

センターホームページが発表した9件のプレスリリースは、

		すべて即日ホームページに掲載した。 達成度合：100%
	a	
	b	
	c	
(4) ホームページ上で、消費者・企業からのお問い合わせ、食生活に関する情報、食品等の調査分析結果及びJAS関係業務等の中から必要な情報を迅速かつ効率的に検索し、利用できるシステムを構築する。		<p>○ ホームページ上に各種情報の中から、利用者が必要な情報を検索できるシステムを設置する。定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。</p> <p>○ されたたびに検索機能を活用できるようにして改直する。</p> <p>○ 調査分析結果や行政の動き等についての最新情報を迅速かつ効率的に提供するため、電子メールを活用して希望者に情報を発信する。</p>
	a	<p>【事業報告書の記述】 従来の検索システムでは検索できなかつたPDF形式の電子ファイル情報を検索可能な高機能検索システムを導入した。</p>
	b	<p>【その他特記事項】 消費者対応業務推進委員会での検討、平成15年度のアンケート結果を踏まえてた改善を行つた。</p>
	c	<p>【事業報告書の記述】 調査分析結果や行政の動き等についての最新情報を迅速かつ効率的に提供するため、電子メールを活用して希望者へ、電子メール配信された希望者へ、電子メールにて受付窓口を設置し、情報を発信した。</p> <p>【その他特記事項】 「センターホームページ」メールマガジンを引き継ぐ形で「食の安全・安心情報交流ひろば」ホームページ及び各種講習会等で広報に努め、平成16年3月25日に発信した37号では2,084通（延べ62,080通）配信した。</p>
	a	
	b	
	c	
(2) 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導		<p>(2) 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p> <p>ア 農林物資の検査の重点化及び迅速化</p> <p>ア 農林物質の検査につい ては、農林物質の規格化及 び品質表示の一部を改正 する法律（平成11年法律）</p>
	a	
	b	
	c	
(4) 農林物資の検査の重点化及び迅速化		

第108号。以下「改正JAS法」といふ。)により新規表示が義務付けられた生鮮食品、加工食品、有機遺伝子組換え食品等の検査を重んじて、從来からある表示基準(以下「品質表示基準」という。)が定められていく加工食品の検査業務の迅速化を図る。

- 品質表示基準に係る加工食品の検査件数のうち新たに表示が義務付けられたものと品質表示基準の見直しが行われたものの検査件数の割合:各事業年度50%以上

(7) 新たに品質表示が義務付けられた加工食品中に品質表示基準の見直しが行なわれる各事業年度の検査件数の割合:前年度平成13年度以降、前まえ、平成13年度の結果を踏まえ、品質表示基準への不適合率が低い品目等の検査件数を削減する。

- 品質認証の表示監視率」といふ状況の「表示監視率」において、全ての食下)に横断的に定められれた品質表示基準により表示が義務付けられた製品(以下「横断品表示」という。)及び中期目標期間中に品質表示された加工食品に対するため、検査を重視化するために品質表示基準の見直しが行われた加工食品に対するため、検査を除いた個別に品質表示する製品(以下「個別品表示」という。)に対する検査に不適合率が低かつた品目の検査件数の割合を以下とおりとする。

- ・横断品表示及び中期目標期間中に品質表示された加工食品の見直しが行われた加工食品の検査の割合:60%以上

- 迅速化の目標:平成11年(4)中期目標の期間中に従来から品質表示基準が定められていて、從来から品質表示基準として検査に

△不適合率が低い品目等の検査件数を削減し、新たに表示が義務付けられた加工食品中に品質表示基準の見直しが行なわれた加工食品の検査件数の割合を50%以上とした。
a : 計画値の達成度合は100%以上であった
b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった
c : 計画値の達成度合は10%未満であった

【事業報告書の記述】
品質表示基準に係る加工食品買上検査における加工作業のうち、14年度に不適合率が定められた加工食品のうち、新たに品質表示基準が義務付けられた加工食品を削減し、新たに品質表示基準の見直しが行われた加工食品の検査件数を3,496件及び中期目標期間中に品質表示基準の見直しが行なにより、全検査件数5,135件に占める割合を74%とした。

【その他特記事項】
新たに表示が義務付けられた加工食品等に対する検査を重視的に行なうため、年度計画の検査件数の割合を60%以上とした。
達成度合: 123%

【事業報告書の記述】
品質表示基準に係る加工食品項目について、從来から品質表示基準に係る加工食品検査の迅速化を

△各事業年度の対象品目について、從来から品質表示基準

要する時間を中心とした中期目標の期間中に概ね10%削減をめざす検査分析時間について、理化学的分析法を用いる検査するたる生化学分析への転換分析法機器分析に、既往の方法の改良を行う。

要する時間を中期目標の期間中に概ね10%削減

度を基準として中期目標とし、本年度は以下の品目についての検査分析方法について検討し、当該品目の検査分析時間は10%削減する。 a : 計画値の達成度合は90%以上であつた b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c : 計画値の達成度合は50%未満であった
品目：凍豆腐、農産物漬物、果実飲料、「んじんミック」、ユーズース、ドレッシング、アイスクリーム、豆乳・調製豆乳・豆乳飲料

「平成14年度を基準とした結果について妥当性が確認された。」	
凍豆腐	12%
農産物漬物	2%
豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料	26%
果実飲料	-%
「んじんミック」	-%
ドレッシング	-%
アイスクリーム	-%
生タイプ固形めん（前年度から継続統計）	-%
めん類専用づゆ（前年度から継続統計）	21%
計	10.5%

(一)は、妥当性が確認されなかつた品目)

平成14年度に分析時間の削減の可能性が示唆された以下の品目にについて平成15年度に妥当性の確認を行つた。

チルドハンバーグステーキ	-%
チルドぎょうざ類	-%
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	40%
調理冷凍食品	-%
しょうゆ	68%
みそ	-%
計	9.5%

(一)は、妥当性が確認されなかつた品目)

【その他特記事項】
平成15年度の検討対象品目について検査分析時間を見直してきだ。
達成度合：105%

◇平成14年度をもつて廃止した。
a : 廃止した
c : 廃止しなかつた
(平成14年度限りの評価指標)

イ 農林物資の格付の効率化
(7) 外国林産物の格付業務については、JAS規格の見直しや格付け件数の動向等を踏まえ、新たに品質表示林物等の検査基準が定められることに適切に対応

るよう、業務運営の効率化を進める。

- (4) 生糸の格付業務について見直しを行つた。業務体裁の量と要を進化させ、適正化業務を担当する職員に製業を示す基準検査等を実施して、職員が他業務への対応や有他業務などを対象に、JAS関係業務を研修する。

- ◇消費者に対する研修を行つた。
a : 研修計画を作成し、研修を行つた
b : 研修計画を作成したが、研修を行わなかつた
c : 研修計画を作成しなかつた
- ◇生糸格付業務担当職員を品質表示基準製品や有機農産物の検査業務へ活用した。
- 他業務へ活用した
a : 他業務へ活用しなかつた

(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究について

農林物資の検査技術については、必要性の高い課題を選定して重視的に実施するなどもに、その効率的な実施を図る。

- (5) 調査研究に係る情報収集
- 食品等の検査技術に関する調査研究について
- ア) 食品等の製造業者及び行政部局等の消費者及び行政部局等のニーズ、技術開発の動向等を把握するため、調査研究に係る試験研究機関の連絡会、各種学会等への積極的な参加を通じて情報収集を図る。

- ◇消費者、食品等製造業者のニーズや技術開発の動向について情報収集を行つた。
a : 情報収集を行つた
c : 情報収集を行わなかつた
- ◇行政部局のニーズを把握するため農林水産省関係部局の連絡会議等へ参加した。
a : 連絡会議等へ参加しなかつた
c : 連絡会議等へ参加しなかつた

- (4) 技術的な可能性等について検討した上で必要性の高い課題を置定するため、外部の有識者を含めて各事業年度において検討を行う。

イ 調査研究に関する内部の委員会を設置し、中長期の展望

- ◇消費者等に関する研修計画を作成し、研修を行つた。
a : 研修計画を作成したが、研修を行わなかつた
c : 研修計画を作成しなかつた
- ◇生糸格付業務担当職員を品質表示基準製品や有機農産物の検査業務へ活用した。
- 他業務へ活用した
a : 他業務へ活用しなかつた
- 【事業報告書の記述】
農林水産省消費・安全局表示・規格課（平成15年6月まで「総合食料局品質課」）及び消費・安全政策課（平成15年6月までは「総合食料局品質課」）等平成16年6月に行う21課題を調査研究に参加し、行政二二課題の把握に努めた。

- 【その他特記事項】
農林水産省消費・安全局表示・規格課（平成15年6月まで「総合食料局品質課」）及び消費・安全政策課（平成15年6月までは「総合食料局品質課」）等平成16年6月に行う21課題を調査研究に参加し、行政二二課題の把握に努めた。
- 【事業報告書の記述】
外部の有識者を含む調査研究総合評価委員会を開催し、「タマネギの产地別方法の検討」、「シイタケの原産地判別法の検討」等平成16年6月に行う21課題として選定した。

【事業報告書の記述】

◇調査研究に関する内部の委員会を設置し、中長期の展望

-

（6）調査研究の進行管理

○ 中長期の展望に立った

状況等に応じた適正な進行管理及び内部評価を
行うとともに、その結果に基づき、平成15年度の
新研究課題1課題を中止した。

【その他特記事項】
今後の調査研究の進め方として、魚種判別に
ついてはミトコンドリアDNAを指標とする方法
で検討を行うことと、有用な指標が得られたもの
について順次実証試験を行つた後マニュアル化
して行くこと等の見直しを行つた。

に立つた適切な調査研究計画を作成するなどもに、定期的な見直しを行つた。
a：調査研究計画を作成し、改正を行つた。
b：必要性がなかつた
c：調査研究計画を作成しなかつた。

△内部の委員会を設置し、進歩状況等に応じた進行管理及び内部評価を行ふなどもに、内部評価の結果に基づき必要な変更に応じて調査研究計画の指示等を行つた。
a：内部の評価の結果、調査研究計画の変更の必要性がなかつた
b：研究計画の変更の調査研究計画の変更の必要性がなかつた
c：内部の評価を行わなかつた

適切な調査研究の見直しに基づきを調査し、を調査した部内及び内更のた会の進度急合には、
規制等及に行委員等おあるて調査研究に研究課題を調査する。
題を調査する。

期の展望に立つた適切な調査研究計画の作成、調査研究の見直し等に並びに、定期的な見直し等を効率的に行つた。内部評価のため、開催急合には、
規制等及に行委員等おあるて調査研究に研究課題を調査する。

指標の総数	: 11
評価aの指標数	: 11 × 2 点 = 22点
評価bの指標数	: 0 × 1 点 = 0 点
評価cの指標数	: 0 × 0 点 = 0 点
合計	22点
(22 / 22 = 100%)	

【事業報告書の記述】
理事会を2回開催した他、原則として毎週1回
役員・部長による幹部会議を開催するなども
に、毎月1回役員及び本部部長会議を開催し、
理事長の指示を徹底した。
第2四半期終了後に平成14年度の業務実績の

○組織体制の整備

2 組織体制の整備
組織の安全・安心に関する
食の消費者、事業者等とのヨ
リスクコミュニケーションを確
保するため、情報交換の推進と科
学技術の機動的対応を実現する
に、社会情勢の変化に対応する
ため、組織運営を整備する。
組織体制を効率的に行う。

2 組織体制の整備

○役職員の責任及び役割
の明確化並びに効率的な
組織運営のため、理事会
を適宜開催するなどもに、
定期的に理事長、理事及
び本部各部課長によ
り、
(1) 役員と職員の責任と役
割を明確化するなどもに、
理事長の指導の下、効率
的な組織運営を行う。

社会情勢の変化と科学
技術の進歩に的確に対応
しつつ、中期計画に即し
て機動的かつ効率的に行
務を推進できるよう、責
任と役割分担を明確化

た機能的で柔軟な組織体制を整備する。

- 部会議を開催し、新たに
点等について絶えず検討
し、改善を図る。
○ 理事長はセンターの現
状の業務運営を行なうとども、
に業務の改善を図るため、
に農林水産省の独立行政法規
通知を受けた後、マネジメントレ
ビューを実施する。

評価結果及び平成15年度の業務の進捗状況等を踏まえ、理事長によるとともに、その結果に基づきレビューを実施するとともに対して改善指示を行った。

【その他特記事項】

理事長は、中期計画において法人に求められ
ている効率化とサービスの質の向上に基
づく商品の確保のための各種調査分析や情報提
供等を行うことが法人の課題であると認識して
いる。

△理事長は、法人に与えられた設立目的及び中期目標にふさわしい適切な経営戦略を行つた。
a : 適切な経営戦略を行つた
b : 適切な経営戦略を持たない

△理事長は、マネジメントレ
ビューを実施する等、リーダ
ーシップを發揮した
a : 的確な業務運営を行つた
b : 的確な業務運営を行わなかつた

△理事長等が業務の状況を把握するシステムとして、毎回の幹部会議の開催が確立され、適切に運用されている。
a : 計画値の達成割合は90%以上であつた
b : 計画値の達成割合は50%以上90%未満であつた
c : 計画値の達成割合は50%未満であつた

本部部課長会議を11回開催し、業務状況の把
握及び指示の徹底を図った。

達成度合：100%

中期目標の達成を基本としつつも、業務のブ
ライオリティを勘案し、社会情勢及び社会的ニ
ーズに対応して柔軟な組織運営を行つた。

マネジメントレビューを実施し、各センター
ごとの業務執行状況を把握した上で的確な指示
を行つた。

理事長等が出席する会議を55回開催し、業務
状況の把握及び指示の徹底を図った。
達成度合：119%

8

8

8

9

確立され、適切に運用されている。

- a : 計画値の達成割合は90%以上であった
- b : 計画値の達成割合は50%以上90%未満であった
- c : 計画値の達成割合は50%未満であった

◇理事長を的確にサポートしている。

- a : 的確にサポートしている
- b : サポートしていない

◇監事（常勤、非常勤）が、期待される活動を行い、的確な監査報告又は意見提出を行つた。

- a : 的確な監査報告等を行つた
- b : 的確な活動を行わなかつた

◇業務を効率的に実施するため、企画調整部においてセンター全体の業務の進行管理を行つた。

- a : 行管を行つた
- b : 行管を行わなかつた

○効率的な業務運営を行つたため、具体的な業務の実施には、理事長と本部部長による責任権限を本部委譲によることで、企画調査課は権限を明確化し、明確化を図るために定めた規則をまとめ、年次度にじて見直す。企画調査課は、本部部において、予算執行の管理を行う。

(2) 本部の総務部門及び企画調整部並びに本部及び地域の業務実施部課及び地元どと役割分担及び指示責任系統を明確にし、効率的な業務運営を行う。

センター全体の調整を担い、理事長不在時の代理を務めている。

a

監査を実施し、業務執行体制とは離れた立場から意見提出等を行つた。

a

【事業報告書の記述】

理事長からの権限委譲による責任の明確化と意思決定の簡素化を図るため、文書法規則を組織改編に伴い改正した。企画調整部において、四半期ごとに業務進行状況報告を取りまとめて進行管理を行つた。総務部において、業務の進行に応じた予算の執行管理を行つた。

【その他特記事項】

年度計画の進捗状況及び緊急的な業務への対応を勘案し、本部各部門及び各地域センターとの連絡調整を密にしつつ、予算の執行管理を行つた。

a

△主任調査官を業務実施部門及びセンターに設置した主任調査官を、業務量に応じて機動的に配置した。

a

【事業報告書の記述】

スタッフ員である主任調査官を年間業務量に応じて機動的に配置した。

【その他特記事項】

△本部の各部及び各地域センターに設置した主任調査官を、業務量に応じて配置し、業務量の増減に対応して主任調査官の相手を変更を行つた。

- 10 -

		中期目標等の変更に伴う年度計画の見直しに より主任調査官の再配置を行った。	
		従量物質調査(検査)課及び鑑定課において は遺伝子分析による和牛肉の品種鑑別等の業務 量の増加に対応して、担当者の業務内容を変更 した。	日
△技術研究課、従量物質調査及び 鑑定課、商品調査課及び 業務内容の変更を行った。 a：業務の変更是なかったが 変更の必要性はあった c：変更しなかった			A
△技術研究課、従量物質調査及び 鑑定課、商品調査課及び、業務 内容の変更を行った。 a：業務の変更是なかったが 変更の必要性はなかった c：変更しなかった			a
3 業務運営能力の向上	3 業務運営能力の向上	(1) 職員の技術水準の向上 及び資格の取扱を計画的に実施する 上を図るため、職員会議等の導入を 行い、分析技術への先進的な技術、 知識等の導入を行った。 (1) 職員の技術水準の向上 及び資格の取扱を計画的に実施する 上を図るため、職員会議等の導入を 行い、分析技術への先進的な技術、 知識等の導入を行った。	<p>○業務運営能力の向上</p> <p>○各種有資格者の確保</p> <p>○職員の技術水準の向上のため、職員技 術研修を実施するたとどともに、研 修企画に応じて職員会議等の導入を 行い、分析技術への先進的な技術、 知識等の導入を行った。</p>
			<p>【事業報告書の記述】</p> <p>職員の技術水準の向上及び資格の取得を計画的 に実施するため、職員会議等の導入を 行い、分析技術への先進的な技術、 知識等の導入を行った。</p>
3 業務運営能力の向上	3 業務運営能力の向上	(1) 業務運営能力の向上 による業務運営能力の 向上のため、職員の派 遣を行なうなどともに、 調査分析技術への先進的な技術、 知識等の導入を行った。	<p>○業務運営能力の向上</p> <p>○各種有資格者の確保</p> <p>○職員の技術水準の向上のため、職員技 術研修を実施するたとどともに、研 修企画に応じて職員会議等の導入を 行い、分析技術への先進的な技術、 知識等の導入を行った。</p>
			<p>△職員技術研修中期計画を作成する とともに、必要に応じて計 画の変更を行つた。</p> <p>a：職員技術研修中期計画を作成し、計 画の変更を行つた。</p> <p>c：職員技術研修中期計画を作成せ ず、又は必要な変更を行わなかっ た。</p>
			<p>△年度計画に基づいてISO9000 の審査員補の有資格者を確保 した。</p> <p>a：確保した</p> <p>c：確保しなかった</p>
		【その他特記事項】 第一種作業環境測定士指定講習を受講させ、 【その他特記事項】 第一種作業環境測定士指定期間を確保し、 【その他特記事項】 第一種作業環境測定士指定期間を確保し、 【その他特記事項】 第一種作業環境測定士指定期間を確保し、	

・放射線取扱主任者 (全セセンターに配置)	(2) 職員の派遣及び研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 先進的な検査分析技術を用いた行政の外都法人食品総合研究所等の導入を図るために、職員の技術力の向上を図るため、職員の技術力を高めるため、遺伝子組換え食品の検査技術、LC-MS(液体クロマトグラフ質量分析計)による機能性成分の分析技術に重点を置いた研修を行う。 	a : 確保した b : 確保しなかった	平成15年度計画に基づいて放射線取扱主任者の有資格者を全セセンターに確保した。 a : 確保した b : 確保しなかった	a : 有資格者を新規に2名確保した。 c : 確保しなかった
		b : 年度計画に基づいて放射線取扱主任者の有資格者を全セセンターに確保した。 c : 確保しなかった	外部機関への職員の派遣研修を実施し、研修の結果、高度な技術を習得した職員が増加した。 ヨ : 実施し、増加した シ : 実施しなかった	b : 年度計画に基づいて放射線取扱主任者の有資格者を全セセンターに確保した。 c : 確保しなかった
(2) 先進的な検査分析技術を用いた行政の外都法人食品機器への導入を図るために、職員の技術力を高めるため、遺伝子組換え食品の分析技術、LC-MS(液体クロマトグラフ質量分析計)による機能性成分の分析技術に重点を置いた研修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="radio"/> 職員の技術力を高めども外部機関へ職員を派遣する。 <input type="radio"/> 職員の技術力の向上を図るために、職員の技術力を高めるため、遺伝子組換え食品の検査技術に重点を置いた研修等を行う。 	a : 確保した b : 確保しなかった	◇外部機関への職員の派遣研修を実施し、研修の結果、高度な技術を習得した職員が増加した。 ヨ : 実施し、増加した シ : 実施しなかった	a : 確保した b : 確保しなかった
		c : 確保した d : 確保しなかった	◇外部機関への職員の派遣研修を実施し、研修の結果、高度な技術を習得した職員が増加した。 ヨ : 実施し、増加した シ : 実施しなかった	c : 確保した d : 確保しなかった
(3) 職員の健康と安全な労働環境の維持のための措置 <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 勤環境を維持するための体制を整備する。 <input checked="" type="radio"/> 職員の健康と安全な労働環境を維持するための体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="radio"/> 職員の健康と安全な労働環境の維持のための措置を整備する。 <input type="radio"/> 職員の健康と安全な労働環境を維持するための体制を整備する。 	a : 確保した b : 確保しなかった	◇衛生管理者を本部、横浜・神戸セセンターに配置した。 ○ 本部、横浜セセンターに衛生管理者を、小樽セセンター及び門司セセンターに衛生推進者を配置した者を取得した仙台セセンター、岡山セセンター、名古屋セセンター、名古屋・岡山・門司セセンターに衛生推進者を配置した者を配置した。	a : 確保した b : 確保しなかった
		c : 確保した d : 確保しなかった	◇衛生管理者を本部、横浜・神戸セセンターに配置した。 ○ 本部、横浜セセンターに衛生管理者を、小樽セセンター及び門司セセンターに衛生推進者を配置した者を取得した仙台セセンター、岡山セセンター、名古屋セセンター、名古屋・岡山・門司セセンターに衛生推進者を配置した者を配置した。	c : 確保した d : 確保しなかった

<p>おける職員の安全と健常性に配置した。</p> <p>a : 配置した c : 配置しなかった</p> <p>◇本部及び各地域センターにおいて安全衛生委員会を開催した。</p> <p>a : 開催した c : 開催しなかった</p>	<p>○業務運営の進行管理等</p> <p>4 業務運営の進行管理等</p> <p>4 業務運営の進行状況を定期的に点検・評価し、その結果を業務の運営に反映させせる運営の進行管理等に取り組む。</p>	<p>A</p> <p>指標の総数 : 2 評価 a の指標数 : 2 × 2 点 = 4 点 評価 b の指標数 : 0 × 1 点 = 0 点 評価 c の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点 合計 : 4 点 $(4 / 4 = 100\%)$</p>	<p>日</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>平成15年11月に外部の有識者を含めた業務評議委員会を開催し、平成14年度における業務実績の評価結果及び対応状況、平成15年度マネジメントレビューの業務進捗状況について点検・評価を行った。</p> <p>各四半期ごとに報告業務の進行状況報告書として取扱い、その報告書に基づき理事会、役員、監査委員会の結果を踏まえ、既存の業務規程を見直し、必要な改廃を実施する。また、新規制定を行った。</p>
<p>業務の運営状況を定期的に点検・評価し、その結果を業務の運営に反映させる仕組みを導入する。</p>	<p>4 業務運営の進行管理</p> <p>4 業務運営の進行管理等</p> <p>(1) 業務の運営状況を点検・評価し、業務の進行を適正に管理するため、外部の有識者を活用した監査を定期的に行う。</p> <p>(1) 業務の運営状況を定期的に点検・評価し、その結果を業務の運営に反映させる仕組みを導入する。</p>	<p>(1) 業務運営の進行管理</p> <p>(1) ○ 業務の進行管理を適切に実行するため、第2四半期終了後を目標に業務評議委員会による点検・評価を行う。</p> <p>○ 業務の実績を四半期ごとに集計し、業務の進捗状況を把握するとともに、業務計画が遅滞なく実施されるよう進行管理を行う。</p> <p>○ 業務実施の統一化及び効率化を図るため、センターの独立行政法人環境水産法規化実施方針（平成13年4月1日付）に基づく消費書（平成13年4月1日付）に係る業務の実施方法を整備する。また、業務評議委員会によ</p>	<p>りて業務の進行状況を定期的に点検・評価し、業務の進行を適正に管理するため、外部の有識者を活用した監査を定期的に行う。</p> <p>○ 業務の進行管理を適切に実行するため、第2四半期終了後を目標に業務評議委員会による点検・評価を行う。</p> <p>○ 業務の実績を四半期ごとに集計し、業務の進捗状況を把握するとともに、業務計画が遅滞なく実施されるよう進行管理を行う。</p> <p>○ 業務実施の統一化及び効率化を図るため、センターの独立行政法人環境水産法規化実施方針（平成13年4月1日付）に基づく消費書（平成13年4月1日付）に係る業務の実施方法を整備する。また、業務評議委員会によ</p>

る評価及びマネージメント評価結果を当該トレビューや規程類に適宜反映させていく。

- (2) 文書の電子化等を推進する。○本年度は、文書の電子化を推進するこどと用紙代を削減する。
- (2) 用紙代の削減し、中期目標の期間中の5年間で管理運営費のうち用紙代を10%削減する。

◇文書の電子化等により、平成11年度各事業年度ごとの削減計画度を達成した。(各事業年度ごとに、平成11年度の用紙代を基準として6%程度を削減する。

【事業報告書の記述】
文書の電子化等を推進した結果、平成11年度を基準として用紙代を30%削減した。
【その他特記事項】
文書の電子化、用紙の裏面活用等を推進するとともに、職員に対する用紙削減の徹底について周知啓発した。
達成度合：500%

5 業務運営の効率化による経費抑制

指標の総数 : 1	評価 a の指標数 : 1 × 2 点 = 2 点
評価 b の指標数 : 0 × 1 点 = 0 点	
評価 c の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点	
合 計	2 点

(2 / 2 = 100%)

【事業報告書の記述】
平成15年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業に係る経費については、上記1~4の業務運営の効率化に取り組んだ結果、対前年度比で1.3%の経費の節約・削減を達成した。
【その他特記事項】
前年度法算における運営費交付金で行う事業に要した経費の算出方法が不適切であつたため見直した。
人件費等は前年度968百万円に対し、955百万円である。未満であった。

② サービスその他の業務の質の向上

- 14 -

第3 国民に対して提供す 第2 国民に対して提供す

3

るサービスその他の業務
の質の向上に関する事項

るサービスその他の業務
の質の向上に関するためと
目標を達成するためと
るべき措置

るサービスその他の業務
の質の向上に関する事項

向上

中項目の総数	: 6
評価Aの中項目数	: 5×2 点 = 10点
評価Bの中項目数	: 1×1 点 = 1点
評価Cの中項目数	: 0×0 点 = 0点
合計	(11 / 12 = 92%)

A

【特記事項】

当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
① 法人からのお問い合わせ、「食品等の品質及び表示の中期
計画調査及び分析並びに検査」、「農林業者等に食品等の品質及び表示の情報
の収集、並びに分析並びに技術上に開発する事項」、「農林業者等に食品等の品質及び表示の情報
の収集、並びに分析並びに技術上に開発する事項」及び「国際協力」について評価を行った結果、「立
入検査等に基づく評価」はB評価となつたものの、他の中項目はA評価となつたことから、
大項目の評価はA評価とする。

② WANに於いては、関係独立行政法人等に設置
するサーバ等を結ぶためのシステムの整備を
図る検討に時間を要したため、整備の完了が
平成16年6月16日となり、平成15年度内には活
用ができるなかったものである。

③ 平成14年度の品質表示基準の遵守状況の確
認のための検査における不適合率が高かつた
加工食品6品目のうち4品目については、平成
15年度の検査計画の進行管理が不十分であつ
たことから、検査実績に占める割合を高めら
れず重視的な検査ができないなかつた。

④ 平成14年度に総務省が実施した食品安全
監視結果に基づく勧告の中止に、進捗状
況の点検等を導入し、業務改善が図られてい
る。⑤ 立入検査結果の農林水産大臣への報告事務
については、これまでに取り組んだ方法等の改
善が、確実に期限内に報告するため、より迅速
に取り組むため、これまでに取り組んだ方法等の改
善が、確実に期限内に報告するため、より迅速

1	食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供	1 食品等の品質及び表示 に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供	<p>○食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>△関係独立行政法人等を結ぶWANを整備するとともに、必要な期的改善を図った。又は必要な改善を図り、若しくは見直しの結果、改善の必要はないかつた。</p> <p>□：整備せず、又は必要な改善を行わなかつた。</p>	【事業報告書の記述】 すべての関係独立行政法人を結ぶWANの整備が平成15年度には終了しなかつたため活用できなかつた。センターの「食の安全・安心情報交流ひろば」ホームページ内に「事業者の取り組み」コーナーを設け、国民生活センターのホームページとリンクし公開した。	A	評価aの指標数：50 評価bの指標数：0×2点=0点 評価cの指標数：2×0点=0点 合計 96点 (96/100=96%)
		(1) 関係独立行政法人等を結ぶWAN（広域ネットワーク・システム）を整備し、農林水産省の関係部局と、局と連携することによるリスク情報を共有する。また、リスク情報を共有するには、消費者から問い合わせを受け対応や分からずする。また、リスク情報を共有するには、消費者から問い合わせを受け対応などに問題がある。				
1	食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供	1 食品等の品質及び表示 に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供	<p>(1) リスク管理情報の共有化等関係独立行政法人等を結ぶWAN（広域ネットワーク・システム）を整備し、農林水産省の関係部局と、連携することでリスク情報を共有する。また、リスク情報を共有するには、消費者から問い合わせを受け対応などに問題がある。</p> <p>(1) 関係独立行政法人等を結ぶWAN（広域ネットワーク・システム）を整備し、農林水産省の関係部局と、局と連携することによるリスク情報を共有する。また、リスク情報を共有するには、消費者から問い合わせを受け対応などに問題がある。</p>	【その他特記事項】 平成15年度は農林水産省、センター、独立行政法人肥料検査所とを結んだものの、関係独立行政法人すべてを結ぶWANとして整備することができなかつた。 平成16年6月16日に関係独立行政法人すべてを結ぶWANとして整備した。	C	すべての関係独立行政法人を結ぶWANの整備が平成15年度には終了しなかつたため活用できなかつた。
		(1) 食品のリスクが有する情報及び企業が有する食品等の事故情報を(リコール情報を含む。)を広く収集し、整理する。				

◎：活用した
○：活用しなかった

◇食品のリスクに関する情報及び企業が有する食品等の事務情報を収集整理するためのシステムを構築するなども、定期的な見直しを行い、結果、改善の必要はなかつた。
○：構築せず、又は必要な改善を行なわなかつた。

◇リスク情報収集整理システムを活用し、広く情報を取り集め整理した。
○：リスク情報を収集し、整理した。
○：リスク情報を収集せず、又は整理しなかつた

(2) 講習会等の開催

(2) 食生活指針の普及・定着、食料自給・安心者等とのコミュニケーションの推進等によるリスクの低減や地元の消費者、事業者、ミユビの情報団体、横浜市立大学等の公共団体へ直接、次に及ぶりの活動等を品等の公的機関へ提供するため、次に掲げる措置を講ずる。

○ 講習会等の開催に当たっては、より効果的な実施のため、地方公共団体等との連携を図るとともに、関係機関との連絡会等に積極的に参加する。

(2) 講習会等の開催

(2) 食生活指針（平成12年3月24日閣議決定）の普及・定着、食料自給・安心者等とのコミュニケーションの推進等によるリスクの低減や地元の消費者、事業者等への情報等に食品に関する公的機関へ直接、次に及ぶりの活動等を品等の公的機関へ提供するため、次に掲げる措置を、横浜市立大学等の情報団体等に、これらの方の関心事項の把握を行う。

◎：食品等の事故情報を収集整理するため、「食品安全・安心情報交流ひらば」ホームページを設けるとともに、「事業者の取組み」コーナーを設けて消費者と事業者との意見交換を行う目的で「リスク情報連絡懇談会」を開催した。

【事業報告書の記述】
講習会等の効果的な実施に資するため、地方公共団体、関係機関等との連絡会議等ともに、地方公共団体等に対しても講習会テーク等の要望に応じて事前に講習会等の実施を実施した。

○ 教育関係者に対する講習会の開催回数：中期目標の期間中に各都道府県1回以上

ア 教育関係者に対する食生活指針の普及講習会を中期目標の期間中に各都道府県で1回以上開催する。

○ 生活指針に対する食生活指針の普及講習会を開催した場合、未実施踏み先として10県以上で開催する。

◇食生活指針に対する食生活指針の普及講習会を開催した場合、10都道府県以上にについて開催した。
a : 計画値の達成度合は100%以上であった。
b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった。
c : 計画値の達成度合は70%未満であった。

【事業報告書の記述】
教育関係者を主な対象者として食生活指針の普及啓発を図るために講習会を、10都道府県（うち2道県は、平成13年度、平成14年度実施県）で10回開催した（3年間で36都道府県で延べ52回）。

イ 地方公共団体に対する警備講習会及び消発会等を実施するためセミナー等の講習会を開催した。また、地方公共団体に対する警備講習会等を実施するためセミナー等の講習会を開催する。また、地方公共団体の要請に応じ、必要と認めた場合には個別に研修会を開催する。

○ 地方公共団体に対する警備講習会等を実施するためセミナー等の講習会を開催する。また、地方公共団体の要請に応じ、必要と認めた場合には個別に研修会を開催する。

◇講習会及び研修会を開催した。
a : 計画値の達成度合は100%以上であった。
b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった。
c : 計画値の達成度合は70%未満であった。

【その他特記事項】
講習会に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.4であった。

ウ 食品等のリスク情報の共有化を促進するため、食の安全にについての知見を有する者の育成のための研修会を各事業年度4回開催する。

【事業報告書の記述】
地方公团体に対する消費者行政施策の普及啓發を推進するため、消費者行政（JAS法関係等を担当する地方公团体の職員に對して、食の安全・安心の講習会を各センター1回以上、全国で合計9回開催した。消費生活センターの職員等を対象として地方公团体による食品等に關する消費者苦情相談等への適切な対応を支援するための研修会を以下のようにおもに開催した。

【事業報告書の記述】
地方公团体に対する消費者行政施策の普及啓發を推進するため、消費者行政（JAS法関係等を担当する地方公团体の職員に對して、食の安全・安心の講習会を各センター1回以上、全国で合計9回開催した。消費生活センターの職員等を対象として地方公团体による食品等に關する消費者苦情相談等への適切な対応を支援するための研修会を以下のようにおもに開催した。

○ 食品等のリスク情報の共有化を促進するため、食の安全にについての知見を有する者の育成のための研修会を各事業年度4回開催する。

【事業報告書の記述】
地方公团体、消費者団体等の職員に對して、食品等のリスク情報の共有化を促進するため、食の安全についての知見を有する者の育成のための研修会を計4回開催した。

以上開催する。

b : 計画値の達成度合は70%以上
以上100%未満であった。
c : 計画値の達成度合は70%未満であった。

(3) 食品の安全性や品質にあらゆる事故をやや汚染者との被害の解調査に及ぶる事で、者の消費者の不安の風評を止め、消费者に分かり易く、かつ、かどもに、そのため、それをデータの切かかること等をテー等やテー、適切者に迅速に提供する。行報をテー、そのため、それを整備する。

(3) 緊急を要する調査分析

(3) 食品等の特性把握のための調査分析及正る性や品質の発生に影響する消費者に対する安全衛生法等に従事して、消費者を故意に汚染されるとの事実を報告し、消費者が消費者の不安全の風評被害の解消等を実施するため、必ずしも調査を実施する。

(3) 食品調査分析

【その他特記事項】
当該研修会に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で3.9であった。

ア 食品事故等の発生による業務に対する事実を示すため、現地で対応する事務執行体を整備する。想定された事態に応じて、そのため、その令の食品を事前に明確調査する。

イ 消費者に食品等の正しく、正確な情報を及ぼす業者に対する業務実績等に従事して、消費者の風評被害の解消等を実施する。

○ 消費者に食品等の正しく、正確な情報を及ぼす業者に対する業務実績等に従事して、消費者の風評被害の解消等を実施する。

△ 食品事故調査要領を作成するとともに、必要に応じて改訂を行った。a : 食品事故調査要領を作成し、又は必要な改正を行い、改正の必要はなかった。

c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかった。

【事業報告書の記述】
平成14年度消費者対応業務推進委員会での検討結果を踏まえ、統一調査として落花生加工品、個別調査として、ヤーコン加工品、カツト野菜、サバ塊醸品、高糖度トマト、発芽玄米加工品、いくら塩醸品、サツマイモ加工品について特性把握調査を実施するとともに、平成14年度の食品安全性成分含有量に及ぼす調理法の影響について報告書に取りまとめ情報提供を行った。

【ホームページ、広報誌載課題】
・市販の包装切り餅の品質特性調査及び調理時の影響について
・各種ホウ素の機能性成分含有量に及ぼす調理法の影響について
・わさび加工品の品質特性調査等9課題

- 食品事故等の発生に際して即時対応して要因分析を行う。平成14年度に作成した要因分析ごとに、専門家に応じて見直す。

【全国商品テスト連絡会議発表課題】

- ・わさび加工品の品質特性調査
- ・食用油及び乾燥食用水の品質調査等の課題
- ・各種新規品の品質調査等の課題
- ・各種新規品の品質調査等の発生に際して即時に対応するため、食品事故等の発生に際して定期的に改正を行うとともに、想定される食品事故の分野ごとに専門家の登録の見直しを行った。

【その他特記事項】

- セシンター及び農林水産省の改組が行われたことに対応して、「食品緊急調査実施規程」の改正を行った。

◇専門家を登録するなども、に、定期的な見直しを行い、更新を行った。

- a：専門家を登録し、又は必要な更新を行った。
- c：専門家を登録せず、又は必要な更新を行わなかった。

(平成14年度以降の評価指標)

- ◇食品事故等の発生原因の究明後、発生原因に対する情報提供をして、地方公共団体、消費者等に対して3日以内に情報を発表した。
- b：3日以内に行つた
- c：4日以上かかった
- d：行わなかつた

- イ 調査により得られたデータをもとに原因の説明を行ない、インターネット、広報誌等を活用して、地方公共団体、消費者等に対する正確な情報の提供を行う。

イ

- 食品の安全性や品質に影響を及ぼすおそれのある汚染等が発生した場合を決して、対応策を決定するに応じ実態調査、情報収集等により原因の究明に努め、迅速に情報提供を行ふとともに、当該事件に係る相談窓口の措置を講ずる。

(4) 故障物質等の調査分析

- (4) 社会的な要請等を踏まえて、食品等に含まれる微量物質の調査分析を適切に行ふ。

- (4) 故障物質等の確認に係る調査分析
農林水産省の「消費者の視点に立った安全・安

心な食料の安定供給」政
策の実施に資する都道府県と
農林水産省品中を実施するため、以
て調査に、調査に、運行する。
下の措置を講ずる。

ア 社会的な要請等に的確
かつ迅速に対応するため、維持・
制を整備し、向上とど
技術のための研修を行
もに、分析機器の整備及
び分析精度を保証するた
めの保守・点検を行
う。

○ 高度な分析技術を有する
微量物質等の調査分析の確
実施状況に応じて、リスクリー
ム分析技術のための研修を行
う。分析機器の整備を計画的
に、分析精度を保証するた
めの保守・点検を行
う。

【事業報告書の記述】
分析技術の習得、維持・向上のため、延べ430名
の職員に対し、専門技術研修、機器操作技能研
修、技術能力向上研修を94回行った。
分析機器については、平成15年度機器整備計
画に基づき新規導入又は更新を行うとともに、
各センターごとに主要な分析機器について保守
・点検表を作成し、定期的な保守点検を行った。

【その他特記事項】
専門技術研修12回のうち9回、機器操作技能研
修26回すべてを微量物質等の分析技術の習
得、維持・向上のための研修として実施した。

分析機器の保有状況調査を行い、分析機器管
理台帳を更新した。

○全センターの分析機器の点
検・整備等を計画的に行なうた
め、分析機器管理台帳を作成
し、定期的な再調査を行った。
a：管理台帳を作成し、又は
定期的な再調査を行った。
b：管理台帳を作成せず、又
は再調査を行わなかつた

分析精度を保証するため、当センターの主要
な分析機器である高速液体クロマトグラフ質量
分析計等についてメーカーによる定期的な保守
・点検を実施した。

○分析機器の整備及び分析精
度を保証するための保守・点
検を定期的に行なつた
a：整備、保守・点検を定期
的に行なつた
c：整備、保守・点検を行わなかつた

○農林水産省関係部局と
連携し、产地段階から消費
段階にわたるリスク管
理の実施、食品等に含ま
る微量物質等に含まれる

イ 農林水産省の関係部局と
連携し、产地段階から消費
段階にわたるリスク管
理を推進するため、食
品等に含まれる微量物質

の調査分析を実施する。

れる以下の検査物質の調査分析を実施する。
なお、社会情勢を踏まえ、社会情勢ニーズとえた実効に応じて検査対象数等に柔軟に対応するこことし、必要に応じて検査対象を図る。
〔主要な調査対象検査物質及び実施予定検査数〕

・残留農薬：3,300検体

◇年度計画に基づき残留農薬の調査分析を実施した。
a : 計画値の達成度合は90%以上であつた
b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であつた
c : 計画値の達成度合は50%未満であつた

【事業報告書の記述】
社会的要請及び行政ニーズを踏まえ、以下の結果を農林水産省関係部局に情報提供した。
・残留農薬
　　・指定外食品添加物
　　・うち生じいたけの保存料
　　・うち生じいたけの漂白剤
　　・その他の食品汚染物質
　　(乾しいたけの農業)

【その他特記事項】
基準値を超えて残留農薬を検出した検体はなかった。
達成度合：108%

◇年度計画に基づき指定外食品添加物の調査分析を実施した。
a : 計画値の達成度合は90%以上であつた
b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であつた
c : 計画値の達成度合は50%未満であつた

【事業報告書の記述】
社会的要請及び行政ニーズを踏まえ、以下の結果を農林水産省関係部局に情報提供した。
・残留農薬
　　・指定外食品添加物
　　・うち生じいたけの保存料
　　・うち生じいたけの漂白剤
　　・その他の食品汚染物質
　　(乾しいたけの農業)

基準値を超えて残留農薬を検出した検体はなかった。
達成度合：100%

◇年度計画に基づき1検体から100mの臭素が検出された。(乾しいたけに農業の基準値は設定されていない。)
達成度合：100%

◇年度計画に基づきその他の食品汚染物質の調査分析を実施した。
a : 計画値の達成度合は90%以上であつた
b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であつた
c : 計画値の達成度合は50%未満であつた

未満であった	◇ 年度計画に基づき抗生物質の調査分析を実施した。 a : 計画値の達成度合は90%以上であった b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c : 計画値の達成度合は50%未満であった	抗生物質の調査分析は、年度計画がなく業務実績がないため評価しない。	天然有毒物質の調査分析は、年度計画がなく業務実績がないため評価しない。	
ウ	◇ 年度計画に基づき天然有毒物質の調査分析を実施した。 a : 計画値の達成度合は90%以上であった b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c : 計画値の達成度合は50%未満であった	◇ Codex規格として提案されている童金属等について年度計画に基づき実態調査を実施した。 a : 計画値の達成度合は90%以上であった b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c : 計画値の達成度合は50%未満であった	◇ Codex規格として提案されている微量物質等について、農林水産省関係部局と連携し、実態調査を実施する。 ・童金属 : 800検体	抗生物質の調査分析は、年度計画がなく業務実績がないため評価しない。
エ	◇ 独立行政法人食品総合研究所等の関係部局と連携し、Codex規格として提案されていて、国産農産物等における含有量の調査を実施する。	◇ 独立行政法人食品試験研究機関と連携し、食品試験研究等に含まれるダイオキシン類、内分沁かく乱物質（環境ホルモン）等に対する分析の実施を実施する。	◇ 独立行政法人食品試験研究機関と連携し、食品試験研究等に含まれるダイオキシン類、内分沁かく乱物質（環境ホルモン）等に対する分析の実施を実施する。	抗生物質の調査分析は、年度計画がなく業務実績がないため評価しない。

【その他特記事項】

- 23 -

23

【事業報告書の記述】
行政ニーズを踏まえ、国産農産物等に含まれる以下の微量物質について実態調査を実施し農林水産省関係部局に報告した。

・童金属
1,030検体
823検体
207検体
うちカドミウム
うち鉛
うちカドミウム
未満度合 : 120%

【事業報告書の記述】
食品等に含まれるダイオキシン類、内分沁かく乱物質（環境ホルモン）等の分析については、関係試験研究機関の調査分析計画がなかなかたことから調査分析を行わなかつた。なお、独立行政法人食品総合研究所と連携して、アクリアルアミドの分析法の改良に關する研究を実施した。

【その他特記事項】

政法人食品総合研究所等
の関係試験研究機関と連
携して行う。

調査分析の業務実績がなかつたことから評価
しない。

た事例がある
(関係試験研究機関と協議し
た結果、調査研究を計画し
かつた年度においては評価の
対象外とする。)

(5) 改正JAS法によりJAS規
格の定期的な見直しが法
定化されたことを踏まえ、
当該定期的に見直した
消費者ニーズ等によるようJAS
規格が定められた食品等の品
質に調査分析を行う。
また、従来から個別の基
準目について品質表示基
準が定められていて、当該基準が生
じた場合に、当該加工の
食品に見直しを行った場合には、
当該加工の食品及び関連する調
査分析を行う。

(5) JAS規格の定期見直し及
び個別の品目に係る品質表示基
準に定められた見直しに
係る調査分析及び個別品
目に品質表示基準(以下「個
別品質表示基準」といふ。)
の見直しに係る調査分析

(5) JAS規格の定期見直し及
び個別の品目に係る品質表示基
準に定められた見直しに
係る調査分析及び個別品
目に品質表示基準(以下「個
別品質表示基準」といふ。)
の見直しに係る調査分析

○ 見直しの対象となるJAS
規格に係る調査分析件数
：1規格当たり概ね20件
以上

ア JAS規格の定期見直しに
係る調査分析に当たって
は、次の調査を行う。

ア JAS規格の定期見直しに
係る調査分析
JAS規格が消費者ニーズ
等に即したものとするた
め、JAS調査会の開催状況
を考慮し、品位、成分、
性能その他の品質とする規格
(JAS法第2条第3項第1号
(JAS法第2条第3項第1号
の規格)においての調査分
析を行ない、JAS規格するととも
に、施設を下の指標方
法に基づいての調査分
析を行なめます。また、生産内容と
する規格(JAS法第2条第3
項第2号の規格)にあつて
は、農林水産省関係部局

と調整を図るとともに、
適切な措置等を実施する。緊急格
以下、年見直しにがには、必要を
的にある場合には、必要を
に応じて実施品目を
図る。

- ・利用実態調査品目
飲食料品及び油脂 10品目
林産物 5品目
生糸 1品目
- 地鶏肉、有機農産物及び
有機農産物加工食品 3品目

- ・品質実態調査品目
飲食料品及び油脂 10品目
林産物 2品目
生糸 1品目

- ・JAS規格見直し意見書作成
品目
飲食料品及び油脂 14品目
林産物 3品目
生糸 1品目

(7) 生産者、製造業者、流
通業者、消費者等に対す
るJAS規格の利用状況及び
見直しの要望の調査

- JAS規格の利用状況、改
正要望を把握するため、
利害関係者にアンケート
等による調査を行う（利
用実態調査）。
- △ 見直しに係る規格の利
用状況の調査を実施した。
a : 調査を実施した規格
[は、見直すこととされた規
格数の90%以上であつた規
格は、見直すこととされた規
格数の50%以上90%未満で
あつた]。
- b : 調査を実施した規格
[は、見直すこととされた規
格数の50%未満であつた規
格]。
- c : 調査を実施した規格
[は、見直すこととされた規
格数の50%未満であつた規
格]。

【事業報告書の記述】
農林水産省から調査の要請があつた規格につ
いて、以下のとおりJAS規格の定期見直しに係
る調査分析等を実施した。

- a : 利用実態調査
飲食料品及び油脂 24品目(86規格)
林産物 15品目(73規格)
生糸 5品目(9規格)
1品目(1規格)
- b : 利用実態調査
飲食料品及び油脂 24品目(86規格)
林産物 15品目(73規格)
生糸 5品目(9規格)
1品目(1規格)
- c : 利用実態調査
飲食料品及び油脂 3品目(3規格)
林産物 15品目(65規格)
生糸 11品目(59規格)
- JAS規格見直し意見書作成
飲食料品及び油脂 3品目(37規格)
林産物 3品目(6規格)
生糸 1品目(1規格)
- JAS規格の利用状況、改正要望を把握するため、
利用実態調査
飲食料品及び油脂 17品目(44規格)
林産物 13品目(37規格)
生糸 3品目(1規格)

利害関係者に対するアンケート調査又はヒアリング調査を以下のとおり実施した。

消費者団体	16品目(70規格)
実需者	14品目(60規格)
流通業者等	22品目(80規格)
製造業者等	20品目(77規格)

【その他特記事項】

JAS法に基づく見直しを行うことを前提として農林水産省から規格の利用状況の調査を要請されて農林水産省から規格すべてについて、地方自治体から推薦された消費者団体及び規格に関連する事業者等を対象に調査した。
達成度合：100%

◇規格見直しについて利害関係者における要望の調査を実施した。

- a：調査を実施した規格数は、見直すこととされた規格数の90%以上である。
- b：調査を実施した規格数は、見直すこととされた規格数の50%以上90%未満であった。
- c：調査を実施した規格数は、見直すこととされた規格数の50%未満であった。

- (f) JAS格付製品、JAS規格があるもののJAS格付を受けていない一般製品、JAS規格製品に類似している一般製品について、「規格当たり概ね20件以上の市販品調査」を実施する（品質実態調査）。なお、センターライセンスの検査及びその他の調査等により、当該品目に関する必要な情報が得られる場合には、調査件数の調整を行ふ。

JAS法に基づく見直しを行うことを前提として農林水産省から利害関係者ににおける要望の調査を要請されて農林水産省から規格すべてについて、地方自治体から推薦された消費者団体及び規格に関連する事業者等を対象に調査した。
達成度合：100%

【事業報告書の記述】

JAS法に基づく見直しを実施するための市販品買上調査（品質実態調査）を1,154件実施した。品質実態調査を実施した65規格のうち、31規格について「規格当たり20件以上の市販品の調査を実施した。なお、34規格については、市場流通量が少ないので規格当たり20件の市販品の調査を実施した。
達成度合：100%

【その他特記事項】

JAS法に基づく見直しを行うことを前提として農林水産省から品質実態調査を要請された65規格のうち、流通量が少ないなど特段の理由のある規格を除く31規格について、1規格当たり20件以上の調査分析を行った。
達成度合：100%

<p>(4) JASS規格と国際規格との整合性の調査</p>	<p>○ JASS規格と国際規格との整合性調査を実施する(国際規格整合性調査)。</p> <p>△規格見直しに係る国際規格との整合性調査を実施した。 a : 調査を実施した規格数 [は、見直すこととされた規格数の90%以上であった。 b : 見直すこととされた規格数 [は、見直すこととされた規格数の50%以上90%未満であった。 c : 見直すこととされた規格数 [は、見直すこととされた規格数の50%未満であった。</p>	<p>【事業報告書の記述】 JAS規格と国際規格の整合性を調査するため、国際規格整合性調査を36規格について行った。 a : [は、見直すこととされた規格数の90%以上であった。 b : 見直すこととされた規格数 [は、見直すこととされた規格数の50%以上90%未満であった。 c : 見直すこととされた規格数 [は、見直すこととされた規格数の50%未満であった。</p> <p>【その他特記事項】 JAS法に基づく見直しを行うことを前提として農林水産省から国際規格整合性調査を要請された36規格すべてについて、整合性調査を行った。 達成度合：100%</p>	<p>【事業報告書の記述】 上記の各調査分析結果を踏まえて17品目44規格についてJAS規格見直し意見書を作成し、農林水産省関係部局へ報告した。 ・平成4年度に着手し意見書を作成した品目 11品目 ・平成5年度に着手し意見書を作成した品目 6品目 消費者団体に対する説明会を開催した。 ・消費者団体、業界団体等をメンバーとしたワーキンググループを開催した。農林水産省が行なったJAS規格の見直しに関するパブリックコメントの募集及びその結果に関する説明会を8セミナーで各6回、合計48回開催した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 個別品質表示基準見直しに係る調査分析を実施した。 a : 調査を実施した。品質表示基準の利用状況の調査を実施した。</p>

準の見直しの要望の調査を行う（利用実態調査）。

基準数は、見直すこととされた品質表示基準数の90%以上であつた。
b：調査を実施した品質表示基準数は、見直すこととされた品質表示基準未満であった。
c：調査を実施した品質表示基準数は、見直すこととされた品質表示基準未満であった。

◇品質表示基準見直しについて
品質表示基準者における要望の調査を実施した。

- a：調査を実施した品質表示基準数は、見直すこととされた品質表示基準未満であった。
- b：調査を実施した品質表示基準数は、見直すこととされた品質表示基準未満であった。
- c：調査を実施した品質表示基準数は、見直すこととされた品質表示基準未満であった。

○品質表示基準見直しに係る品評会調査分析を1品評会品評会当たり20件以上（特段の理由がある場合を除く。）行った。
a：計画値の達成度合は90%以上であつた
b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であつた
c：計画値の達成度合は50%未満であつた

(ア) 従来から個別の品目にについて定められた品質表示基準と個別製品について定められた品質表示基準に類似している一般製品について、「基準当量」が概ね20件以上の市販品調査

○見直しの対象となる個別の品目について定められている品質表示基準分析件数：1基準当たり概ね20件以上

- 個別品質表示基準と国際規格との整合性調査を実施する（国際規格整合性調査）。
- (ア) 従来から個別の品目にについて定められている品質表示基準と国際規格との整合性調査を実施する（国際規格整合性調査）。

【その他特記事項】
農林水産省から調査を要請された「ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準」の1基準について、当該品目の製造業者2業者を対象に調査した。
a : 達成度合：100%

調査を要請された品質表示基準について、当該品目の製造業者2業者を対象に調査した。
a : 達成度合：100%

【事業報告書の記述】
品質表示実態を把握するための市販品調査を32件実施した。

【その他特記事項】
達成度合：100%

【事業報告書の記述】
国際規格との整合性調査については、該当する国際規格がなかったことから実施しなかった。

○品質表示基準見直しに係る品評会調査分析を1品評会品評会当たり20件以上（特段の理由がある場合を除く。）行つた。
a：計画値の達成度合は90%以上であつた
b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であつた
c：計画値の達成度合は50%未満であつた

◇品質表示実態等を把握するため、各調査基準ごとに概ね20件以上の品質表示基準を調査する（品質表示基準調査）。なお、セシナタ検査一式及びその他の品目に関する場合は、必要な情報が得られる場合は、調査件数の調整を行つて調査する。

○品質表示基準見直しに係る品評会調査分析を1品評会品評会当たり概ね20件以上の市販品調査を実施した。

<p>【その他特記事項】</p> <p>調査を要請された品質表示基準に対応する國際規格がなく、業務実績がないため評価しない。</p> <p>a : 調査を実施した品質表示基準数の50%以上であつた b : 調査を実施した品質表示基準数の50%以上90%未満であつた c : 調査を実施した品質表示基準数の50%以上90%未満であつた</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>見直し意見書の作成についたは、要請がなかつたことから実施しなかつた。</p> <p>農林水産省が行つたJAS規格の見直しに伴う個別品質表示基準の見直しに関するパブリックコメントの募集及びその結果に係る説明会を8セミナーで各5回、合計40回開催した。</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>食品等の規格基準に適切に対応する海外情報収集等に關するための手法等に関する情報を収集・整理した。</p> <p>農林水産省関係部局の要請により、原料用りんご果汁中の力ビ毒(バツリン)の調査分析を行つて実施した。</p>
<p>○ 上記の各調査分析を踏まえて個別品質表示基成する見直し意見書を作成する。なお、より意見者と二等に即した旨見明会ワーズ等ため、消費者としするた關係者を対象としたや開発者グループによる検討会を開催する。農林水産省が行うバーチカルメントの募集及びその結果に係る説明会を開催する。</p>	<p>○ 上記の各調査分析を踏まえて個別品質表示基成する見直し意見書を作成する。なお、より意見者と二等に即した旨見明会ワーズ等ため、消費者としするた關係者を対象としたや開発者グループによる検討会を開催する。農林水産省が行うバーチカルメントの募集及びその結果に係る説明会を開催する。</p>	<p>○ (6) Codex規格等に係る調査分析等 国際規格に我が國の意見を反映させたためには、必要な反応調査分析を実施す必要などともに、適切なCodex規格等に係る調査分析業務の遂行のため、次に掲げる措置を講ずる。</p>
<p>(6) 国際規格に我が国の意見を反映させるためには、必要な海外情報の収集を行う。</p>	<p>(6) Codex規格等に係る調査分析等 国際規格に我が国の意見を反映させたためには、必要な反応調査分析を実施す必要などともに、適切なCodex規格等に係る調査分析業務の遂行のため、次に掲げる措置を講ずる。</p>	<p>△国際的に流通している製品等の海外における製造技術、集通商態等に關する情報を収集・整理した。</p> <p>○ 国際的に流通している製品等の海外における製造技術、流通並びに国際規格及び各との規格の制定、改正等に關する情報の収集、整理する。</p> <p>ア 我が国の実態に即したCodex規格の作成に資してため、我が国にとつて重要な我が国の海外における製造技術、流通並びに当該製造技術、情報収集並びに表示該実態の調査分析を行う。</p>
		<p>- 29 -</p>

△国際的に流通している食品
等の品質及び表示の実態の調
査分析を実施した。
a : 実施した
c : 実施しなかった

- しょうゆ及び財務めん類の分析方法に係る調査を行った。
- 農林水産省関係部局から支授するため、こども支援団体に派遣された職員を派遣した。
- しょうゆ及び財務めん類の分析法の妥当性確認試験について、委託目的に従って適切に行なった。

○ Codex分析・サンプリング
ング部会等への職員の派
遣：各事業年度1回以上

イ Codex規格の主要な部分
を成す分析方法を我が国
の実態に即したものとす
ることともに、Codex分析
サンプリング部会等への
サムライの出席者を派遣
する。政府から支授するた
め、こども支援団体に派遣
される。

- 【事業報告書の記述】
しょうゆ及び財務めん類の分析方法の妥当性確認試験のための予備試験を行った。
しょうゆの分析方法の妥当性確認試験については委託目的に従って適切に行なった。
- 【事業報告書の記述】
しょうゆ及び財務めん類の分析方法の妥当性確認試験に係る国際会議に2回、
国際食品規格委員会に6回職員を派遣し
た。
 - a : 第25回Codex分析・サンプリング法部会：
 - b : 第12回Codex食品輸出入検査認証システム
部会：オーストラリア（brisban）
ISO/TC34（食品）の国内委員会として、以
下の活動を行なった。
 - c : ISO/TC34に係る委員会を13回開催
ISO/TC34に係る国際会議に7回出席
ISO/TC34/SC12（自動検査分科会）国内審
議団体となり、関係者への情報提供等を行なった。

○ 【事業報告書の記述】
トレーサビリティシステムの国内外の実態調
査等については、委託目的に従って適切に行な
った。

(7) (1)から(6)までに開示された情報者、事務者に開示し、消費者、事務者に開示する情報の実施により、提供した情報の実施を調査等の実施により、提供した効率測定を行う。

(7) 消費者等に対する情報
提供
（1）から(6)までに開示した情報者、事務者に開示する情報の実施を調査等の実施により、提供した効率測定を行うとどもに、開示する情報の実施を調査等の実施により、提供した効率測定を行う。

(7) 消費者等に対する情報
提供
（1）から(6)までにより得られた情報者、事務者に開示し、消費者、事務者に開示する情報の実施を調査等の実施により、提供した効率測定を行うとどもに、開示する情報の実施を調査等の実施により、提供した効率測定を行う。

○ (7) インターネット上に利用する各種情報のページ等に開示する各企業からなるとどもに、開設を行った。また、ホームページ等に開設を行うとどもに、開設を行った。

◇ホームページを開設するとともに、定期的な見直しを行つた。また、開設し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要はないかつた。

c : 開設せず、又は必要な改善を行わなかつた

○ インターネットを利用した消費者や企業からなるとどもに、ホームページに開設を行つた。また、ホームページ等に開設する情報や消費者情報を積極的に活用し、食生活情報を最新の情報等の最新の情報等に開設する。また、ホームページ等に開設する情報等の最新の情報等に開設する。

a : 開設せず、又は必要な改善を行わなかつた

◇ホームページを開設するとともに、必要な改善を行つた。また、開設し、又は必要な改善を行つた。

b : 開設せず、又は必要な改善を行わなかつた

【事業報告書の記述】
食生活等に関する情報等を速やかに掲載した食品に関する情報等を速やかに掲載した。
[ホームページとJAS規格]
・行政情報 (食品表示と品質情報)
・技術情報 (調査研究報告)
・公表事項 (独立行政法人通則法に基づく公表事項)

◇ホームページ上で食の安全・安心に関する情報提供を行つた。また、ホームページを「いま、野菜は！」というテーマで開催した。迅速な情報提供を行つたため、品質表示に関する技術情報、特別調査内容とする電子メールマガジンを40回（配信数62,080通）配信した。

【その他特記事項】
ホームページに関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で3.9であった。
「センターホームページ」は延べ195回（1,137件）更新し、「食の安全・安心情報交流ひろばホームページ」は延べ125回（1,022件）更新した。

セントーが発表した9件のプレスリリースは、

中にホームページへ掲載しました。

すべて即日ホームページに掲載した。
達成度合：100%

a : 達成度合は90%以上であった。

b : 達成度合は50%以上90%未満であった。

c : 達成度合は50%未満であった。

◇各種情報の中から、利用者が必要な情報を検索できるシステムを設置するなども定期的な改善を行なうことで、必要な改直し、又は必要な改善を行なう結果、改善の必要がなかつた。

◇電子メール利用者のためにホームページ上に受付窓口を設置し、希望者に情報を発信した。受付窓口を設置し、情報を発信した。

◇電子メールを利用者のためにホームページ上に受付窓口を設置し、希望者に情報を発信した。受付窓口を設置せず、又は必要な改善を行わなかつた。

平成13年度に設置した受付窓口を引き続き運営するとともに、「センターホームページ」「メールマガジン」を引き継ぐ形で「食の安全・安心情報交流ひろば」メールマガジンを平成15年7月に創刊した。

ホームページ及び各種講習会等で広報に努め、平成16年3月25日に発信した37号では2,084通(センターホームページメールマガジン最終号比250%)まで増加した。

◇年度計画に基づき、電子フォーラムを開催した。

a : 開催した
b : 開催しなかつた

◇広報誌を概ね2ヶ月に1回の割合で年6回以上発行した。

c : 計画度合は70%以上100%未満であった。

- 32 -

a

a

b

a

【事業報告書の記述】
地方公共団体の消費生活センター等を主な対象として、広報誌「大きな目小さな目」を毎回5,500部～6,000部)発行した。また、各センターにおいて地域性報紙を合計35回(18,080部)発行した。
【広報誌の主な掲載内容】
・食のサインス、商品知識(食品等特性把握調査等)

○ 広報誌を概ね2ヶ月に1回の割合で年6回以上発行した。

a : 計画度合は100%以上であつた
b : 計画度合は70%以上100%未満であった
c : 計画度合は70%未満であった

b

(1) 広報誌を概ね2ヶ月に1回の割合で年6回以上発行するところの割合で年6回以上、各種のビデオ、パンフレット等を作成する。また、電子メールマガジンを年12回以上発信する。

○ とともに、リスクリミュニケーションに開拓したパンフレットを1種類及びパンフレットを3種類以上作成する。なお、広報企画委員会によっては、広報企画の内容をチラシにより、その内容をチラシによる発信する。また、地域の

○ 広報誌を概ね2ヶ月に1回の割合で年6回以上発行するところの割合で年6回以上、各種のビデオ、パンフレット等を作成する。また、電子メールマガジンを年12回以上発信する。

- 32 -

実情を踏まえ、各地域にてホームページ等を活用して地域情報提供を行っていきます。また、電子メールを活用して随時情報を提供する。希望者に毎月2回配信する。また、必要な情報提供を行って迅速に、臨時に、ジンを配信する。

○ 食のQ&A（消費者相談）

- ・行政情報 提供を行うため、品質表示に関する技術調査内容とする電子メールマガジンを40回（配信数62,080通）配信した。「食の安心」を安心に「を作成し、各セントを作成した。
 - ・食の安全・安心情報交流ひろば（20,000部）
 - ・食品の期限表示には2種類あります。（5,000部）
 - ・食品のトレーサビリティ（5,000部）

【その他特記事項】
広報誌に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.1であった。
達成度合：100%

△各地域センターが取り組んだ消費生活展、講習会等の開催状況等を中心に行なった結果、
必要に応じ地域情報紙を作成し、配布した。
a : 作成し、配布した
b : 作成しなかった

△情報提供用のビデオ及びパンフレットを作成した。
a : ビデオ及びパンフレットを作成した
b : ビデオ又はパンフレットのいずれか一方を作成した
c : 作成しなかった

△電子メールマガジンを年12回以上発信した。
a : 計画値の達成度合は100%以上であった
b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった
c : 計画値の達成度合は70%未満であった

連携し、必要に応じてブリッジメントに係る説明会を開催する。

農林水産省が行うパブリックコメントに係る説明会は、要請がなかつたことから開催しなかった。

(イ) 地方公共団体が行つておる消費者対支払団体の取組と、技術面から支払団体の取組と、農林水産省の地方公共団体の派遣、消費者が主催する職員への出展への活動を行つておる。

○ 農林水産省の消費者団体が行つておる消費者対支払団体の取組と、技術面から支払団体の取組と、農林水産省の地方公共団体の派遣、消費者が主催する職員への出展への活動を行つておる。

△ 地方公共団体が主催する消費者行動調査等が開催された。a : 派遣した。
b : 特段の理由なく派遣した。
c : 特段の理由がある。

○ 農林水産省開発部局等が主催する食料品消費者モニターリング会・懇談会・研修会等が開催され、モニターリング会に係る取組み等が開催される場合に係る取組み等が開催される場合に係る取組み等が開催される場合には、必要に応じ職員を派遣して対応する。

△ 地方公共団体が主催する消費者行動調査等が開催された。a : 出展した。
b : 特段の理由なく出展しなかった。

○ リスク情報の共有化及び消費者等のリスクに対する関心を把握するため、共同ワークショップ等を開催する。

△ 年度計画に基づき、共同ワークショップ等を開催した。a : 計画値の達成度合は90%以上であった。
b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった。
c : 計画値の達成度合は50%未満であった。

(オ) 消費者からの相談に適

△ 消費者相談を作成す

【事業報告書の記述】
農林水産省の消費者行動調査の普及講習会、消費生活展等に開催するどもに、地方公共団体が開催する消費者対応の取組等が開催された。a : 派遣した。
b : 特段の理由なく派遣した。
c : 特段の理由がある。

【その他の特記事項】
農林水産省の消費者行動調査の普及講習会に開催するどもに、地方公共団体が開催する消费者生活展等へ92回出展し、消費者相談の実施を行つた。小中学校が取り組む「総合的な学習の時間」へ要請に応じて職員を10回派遣した。地方農政局が主催する食料品モニターリング会・懇談会へ職員を51回派遣した。

【事業報告書の記述】
農業者に対するアンケート調査を実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.6であった。「総合的な学習の時間」に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.8であった。

【その他の特記事項】
農業者に対するアンケート調査を実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.6であった。「総合的な学習の時間」に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.8であった。

【その他の特記事項】
共同ワークショップ等に関するアンケート調査を実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.2であった。

【事業報告書の記述】

消費者相談専用電話を活用するとともに、消費活動等において消費者相談窓口を開設し、消費者相談5,000件に対応した。分析試験の実施等の分析結果等の消費者相談事例集を作成し、分析的対応を行った。

c : 消費者相談事例集を作成し、又は見直しの結果、改訂の必要性がなかつた。
c : 消費者相談事例集を作成せず、又は必要な改訂を行わなかつた。

農林水産省消費者の部屋、消費生活セミナー連絡会議を実施する。分析試験結果を公表し、消費者相談事例等による分析結果の検討研究等の検討を行つて、その結果を消費者に発信する。また、あらゆる消費者を対象とした「消費者相談事例集」を作成する。PRに努め、業界団体等を活用して、広く消費者相談等を促進する。

- 食品等の消費者被害の防止を目的として、被害原因の分析及び充実を図りつつ、消費者等による相談を充実させる。また、消費者の「消費者相談事例集」を作成する。
- 教育、明確化等の措置により、各「消費者コナー」等による販売店に、止めて講習会を開催する。
- 各「消費者コナー」等による販売店への被害者の相談を充実させる。
- 「消費者相談事例集」を作成する。

切かつ迅速に対応するため、用紙に相談事例集を作成する。

消費者相談専用電話を活用するとともに、消費者相談5,000件に対応した。分析試験の実施等の分析結果等の消費者相談事例集を作成し、分析的対応を行つた。

c : 消費者相談事例集を作成し、又は見直しの結果、改訂の必要性がなかつた。
c : 消費者相談事例集を作成せす、又は必要な改訂を行わなかつた。

本部において、さいたま新都心インフォメーションセンターを活用し、消費者に対する情報提供に努めた。「食品表示110番（フリーダイヤル）」を570件受け付けた。また、食品の品質表示の一層の適正化に資するため、必要に応じ表示点検業務において確認のための調査を行った。また、「消費者相談部屋」又は「消費者コナー」において定期的に「消費者相談事例集」の内容を精査し、ホームページにおいて情報提供した。

【その他特記事項】
リスクコミュニケーション手法を加えた内容に改正した。

るとともに、定期的な見直しを行ふ。必要に応じて改訂した。

b : 消費者相談事例集を作成し、又は見直しの結果、改訂の必要性がなかつた。

c : 消費者相談事例集を作成せす、又は必要な改訂を行わなかつた。

農林水産省消費者の部屋、消費生活セミナー連絡会議を実施する。分析試験結果を公表し、消費者相談事例等による分析結果の検討研究等の検討を行つて、その結果を消費者に発信する。また、あらゆる消費者を対象とした「消費者相談事例集」を作成する。PRに努め、業界団体等を活用して、広く消費者相談等を促進する。

- 食品等の消費者被害の防止を目的として、被害原因の分析及び充実を図りつつ、消費者等による相談を充実させる。また、消費者の「消費者相談事例集」を作成する。
- 教育、明確化等の措置により、各「消費者コナー」等による販売店への被害者の相談を充実させる。
- 各「消費者相談事例集」を作成する。

△消費者相談対応マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。

a : 作成し、又は必要な改正

○ 消費者の部屋、相談専用電話、食品表示110番及び食用品表示ウオツチヤー等から得られた情報のうち、普遍性のある事例に

<p>についてはセンターにおける効率的な消費者相談対応を行うため、消費者相談対応マニュアル及び消費者相談事例集に活用し、その充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者対応業務を行う ○ 機関性として保有するため、消費者相談業務に係る処理を適切に行う。 	<p>(g) 消費者、流通業者及び団体を対象として、JAS制度及びJAS規格の普及啓発会を開催するための講習会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者、流通業者等を対象に、JAS法に関する議論等に基づくJAS製品について正しく理解させたための講習会を開催するため、消費者相談業務に係る処理を適切に行う。 	<p>◇JAS制度及びJAS規格の普及啓発会を開催した。 a：計画値の達成度合は90%以上であった b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度合は50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 消费者的仕組み及びJAS製品に関する制度の運営会を開催した。当該講習会に出席するアンケート調査を実施した結果、顧客満足度は5段階評価で3.8であった。 達成度合：100%</p> <p>【その他特記事項】 当該講習会に出席するアンケート調査を実施した結果、顧客満足度は5段階評価で3.8であった。 達成度合：100%</p> <p>【事業報告書の記述】 事業団体からの要請に基づき、リスクコミュニケーションの実施に対し職員を1回派遣し、指導及び助言を行った。</p> <p>△事業者が自ら行うリスクコミュニケーションの実施に基づく指導及び助言を行つた。 a：要請に応じ指導及び助言を行つたが、特段の理由なく指導及び助言を行わなかつた c：要請はあつたが、特段の理由なく指導及び助言を行わなかつた</p> <p>△収集・整理事業のリスク情報をホームページ上で公開した。 b：公開した c：公開しなかつた</p>
<p>(h) 海外、企業等から収集した食品のリスク情報を、ホームページ上で公開する情報を、ホームページ上で公開する。</p> <p>(i) 収集し、整理した食品のリスク情報を、ホームページ上で公開する情報を、ホームページ上で公開する。</p>	<p>(h) 事業者が自ら行うリスクコミュニケーションに対する要請に基づく指導及び助言を行つた。 a：要請に応じ指導及び助言を行つたが、特段の理由なく指導及び助言を行わなかつた c：要請はあつたが、特段の理由なく指導及び助言を行わなかつた</p> <p>(i) 収集し、整理した食品のリスク情報を、ホームページ上で公開する情報を、ホームページ上で公開する。</p>	<p>○ 海外、企業等から収集した食品のリスク情報を、ホームページ上で公開する情報を、ホームページ上で公開する。</p>	<p>【事業報告書の記述】 センターの「食品安全・安心情報交流ひろば」ホームページ内に「事業者の取り組み」コーナーを設け、国民生活センターのホームページページヒーリングを公開した。</p> <p>【事業報告書の記述】 センターの「食品安全・安心情報交流ひろば」ホームページ内に「事業者の取り組み」コーナーを設け、国民生活センターのホームページページヒーリングを公開した。</p>

(8) 効果測定

提供した情報や提供方法について効果測定を行なうとともに、業務サービスにおける満足度を向上させるため、情報用供する質の効果測定の次回の措置を講ずる。

- 中期目標の期間中の各事業年度の顧客満足度：5段階評価で3.5以上

効果測定システムの構成と結果の活用
(2)及び(a)の(b)の講習会及び研修会において、その内容に関するアンケート調査を実施する。その結果は、5段階評価で3.5以上を目標とする。
・各種講習会及び研修会
・講師派遣
・ホームページ
・広報誌

- 次の業務においてアンケート調査を行い、測定結果である顧客満足度は、5段階評価で3.5以上を目標とする。
・各種講習会及び研修会
・講師派遣
・ホームページ
・広報誌
- 効果測定の結果を踏まえて、提供情報の的確性、改善方法及び今後の消費者対応業務を検討する。その結果は、改悪対応の方策者を対応し、その業務合意を反映する。

【事業報告書の記述】
提供情報の的確性、分かり易さ等の向上に資するため、各種講習会、研修会、業務についてアンケート調査による効果測定を実施した。顧客満足度は、以下のとおりであった。

- ・各種講習会及び研修会
・講師派遣
・JAS制度普及啓発講習会
・中央研修
・プロック研修
・個別研修
・講師派遣
・食生活指針普及啓発講習会
・総合的学習時間
・要請に基づく講師派遣
・その他講習会講師派遣
・ホームページ
・広報誌

外部の有識者を委員とした消費者対応業務を効果的に推進するための方策等を検討した。実施した個別の研修ごとに研修生等に対して、顧客満足度がアンケート調査の結果においては、個別に改善策を検討する。3.5未満であったものにともに、消費者対応業務金員に反映させることとした。

【その他特記事項】
平成14年度の業務実績の評価結果を踏まえ、より課題的な顧客満足度を把握するため、必要と応じてアンケートの設問内容を変更することとした。

- ◇講習会及び研修会において、その内容に関するアンケート調査を実施した。
○：適切な内容により調査を実施した
△：一部不十分な調査を行った
□：調査を実施しなかった

◇ホームページ等を通じてその内容等を評価するとともに、必要に応じて改善を行った。
a : 構築し、若しくは見直しの結果、改善の必要性がなかった。
b : 構築せず、又は必要な改善を行わなかった。

利用者から多くの意見が得られるよう、アンケート方法の改善を行うことにより、205件(昨年度比157%)の回答を得た。

◇提供情報等に関する顧客満足度が5段階評価で3.5以上であった。
a : 3.5以上であった。
b : 3.5未満であった。

顧客満足度が「やや不満」、「不満」の記述があつた場合には、その内容の把握を行い改善を図ることとしている。

◇外部の有識者を含めた検討会を開催し、提供情報の向上のための改善を行つた。
a : 開催し、又は必要な改善を行ひ、若しくは検討の結果、改善の必要性がなかつた。
b : 開催せず、又は必要な改善を行わなかった。

平成14年度の検討会の検討結果を踏まえ、食の安全・安心に関する情報提供を充実させるため、ホームページの開設等を行つた。

◇農林物質の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導

○農林物質の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導

A	指標の総数 : 50 評価 a の指標数 : 49×2 点 = 98点 評価 b の指標数 : 0×1 点 = 0点 評価 c の指標数 : 1×0 点 = 0点 合計 98点 (98 / 100 = 98%)
---	---

◇前年度の検査において不適合率が高い品目等の実施率を前年度に比べて高くした。
a : 実施率を高くした。
c : 実施率を高くしなかった。

【事業報告書の記述】
平成14年度の検査において、不適合率が高い、乾いたけ等について農林水産省関係部局と連携して重点的に調査を実施した。

【その他特記事項】
チルドさきようざ類、凍豆腐、乾燥わかめ及び

る。この場合、検査を効率的に行なうたて不適切な品目等について重点的に行なう。

通している加工食品を買上げて行なう検査（加工食品の品質検査）を行なう。なお、表示監視業者を的確に行なうため、それ以下の措置を講ずる。

塩蔵わかれめの4品目については検査計画の進行管理が十分でなく、前年度に比べて実施率を高くすることができなかつた。

○ 生鮮食品の買上件数：各事業年度300件以上

- ア 生鮮食品の原産地表示等の調査については、小売業者等の事業形態、地域バランス等を選定するこどとし、産地等の確認のため買上検査を各事業年度300件以上行なう。

ア 生鮮食品検査

- 生鮮食品検査は、実態調査が必要な場合等に商品を買上げて、産地判別等に資する検査を300件以上行なう。

△産地の確認等のため買上検査を300件以上実施した。

- a : 計画値の達成度合は100%以上であつた
- b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であつた
- c : 計画値の達成度合は70%未満であつた

【事業報告書の記述】

- △産地判別等のための検査及び農林水産省と連携した表示に係る特別調査として、生鮮食品の検査をし、553件実施した。
生鮮食品の検査 1,553件
・産地判別等のための検査 251件
・平成15年産新米の品質表示に係る特別調査 997件
・「和牛」表示に係る牛肉の表示特別調査 305件

【その他特記事項】

- 「新米」表示及び「和牛肉」表示の特別調査において、精米の鮮度判定試験及びDNA分析による和牛肉の品種鑑別を実施した。
達成度合：51.4%

△特別栽培農産物に係る検示

- 無農薬栽培農産物等の表示の整合性の確認のための分析を行う。

【事業報告書の記述】

- △無農薬栽培農産物等の表示の整合性の確認のため52件の農産物を買い上げて残留農薬の分析を行つた。その結果、登録保証で使用が認められていないものの1件を含め7件から残留農薬が検出されたため、農林水産省に報告した。食品表示110番の情報を活用し、有機の表示がされた農産物2件について調査した結果、2件とも表示が不適正であった。

【その他特記事項】

- 有機温菜系、有機りん系、カルバメート系、ビレスロイド系、含窒素系の計5系統の農薬を分析した。

△表示の点検及び表示の整合性確認分析の結果に基づき必要な普及啓発を行つた。

- a : 必要に応じて普及啓発を行つた。

b

c

な事項が認められた624件について、製造業者等に対し指導を行った。

○：必要に応じて指導を行った。

△：必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった。

◇検査を効率的に行なうため、検査結果に基づき、必要な措置に、有機質産業加工食品（(括弧の表く。)又はこれと同様のを除く。)の表示を付ける場合に、有機質産業加工食品等の表示を付けている製品28件について、「有機原材料使用」等の表示の適正性を確認するためには、販売業者等への問い合わせ及び必要書類の確認を行った。

a : 検査を行なった
c : 検査を行わなかった

◇検査の結果に基づき、必要な措置に応じて指導を行った。
○：必要に応じて指導を行つた

○：必要であるにも関わらず指導を行わなかつた事例があつた

○ 遺伝子組換え食品の品質表示基準の検査を300件以上実施した。
○ 遺伝子組換え確認分析は、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象製品を選定し、350件行なう。なお、加工食品についても、イの検査とどもに行なう。

○ 遺伝子組換え食品の品質表示基準の検査に応じて指導を行なうことをとどめることとした。
○ 貿易は、遺伝子組換え農産物の分離管理が実施された場合は、製造業者等に対する分別流通管理の状況等の調査を行う。

◇遺伝子組換え食品の品質表示基準の達成度合は100%以上であった。
○：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった
○：計画値の達成度合は70%未満であった

【事業報告書の記述】
遺伝子組換え確認分析は、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して368件実施した。遺伝子組換え確認分析の結果、遺伝子組換えDNAが検出されたもの等102件（うち、1件は分別生産流管理の調査での原料確認に伴うもとのうち、159件について分別生産流管理が認めた結果、不適切な管理を行つた。その結果、不適切な管理を行つたものはなかった。なお、分別生産年度に引きた、平成14年度に実施した遺伝子組換え食品の検査のうち、分別生産流管理の調査未了分20件について、調査を実施した。その結果、不適切な管理が認められたものはなかった。

【その他特記事項】
年度計画350件に対し、368件の検査を実施した。

遺伝子組換え食品に対する消費者の不安に応じるため、前年度に引き継ぎ年度計画を350件とした。
達成度合：105%

加工食品に対する対象農産物の使用実態及び流通実態、地域バランス等を勘案し、検査対象製品を選定した。

◇遺伝子組換え食品の品質表示基準等の事業者等を勘案して対象製品を選定した。
ヨ：バランス等を勘案して選定した
△：バランス等を勘案せずに選定した

検査の結果に基づき、製造業者等に対し分離生産流通管理の確認調査を行った結果、製造業者等に改善すべき事項は認められなかつたことから、指導の必要はなかつた。

△検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対し指導を行つた。
ア：必要に応じて指導を行つた
○：必要であるにも関わらず指導を行わなかつた事例があつた

【事業報告書の記述】

表示監視業務の実施において、農林水産省関係部局と連携し、以下の重点調査を行つた。
・乾いたけの産地表示に係る追跡確認調査
・平成15年度新米の品質表示特別調査
・「和牛」表示に係る牛肉の表示特別調査
・検査分析精度の確保及び統一的な指導を行うため、各センターや表示指図担当職員を対象に、乾いたけの産地別に係る研修を行つた。
農林水産省関係部局からの技術支援等の要請があつた9件について対応した。なお、都道府県からの要請はなかつた。
生鮮食品の検査のうち、有機農産物又はこれと紛らわしい名称の表示の検査における不適正表示が認められた2件については、販売者等に表示が認められる指導を実施した。

工 検査共通
表示監視業務を行ううえに、農林水産省関係部局と連携し、行政上、各セクション等効率的な検査の実施に努め、強制的検査の実施による見方統一化を実現する。
○ 当たつては、農林水産省関係部局と連携して、上級課長を設置し、各セクション等効率的な検査の実施に努め、強制的検査の実施による見方統一化を実現する。
二 二必要に応じて設立した上級課長を設置し、各セクション等効率的な検査の実施に努め、強制的検査の実施による見方統一化を実現する。

- 知見を高める。
県が行う当該検査又は技術指導等により受講が可能な限り、協力の要請又は対応する。
○ 検査の結果及び食品表示110番等により不適正な表示等が認められたもの624件については、製造業者、生産者又は販売業者等に対し、不適正な表示等を早期に改善するよう、文書による指導を行った。なお、改善未了分については、平成16年度に改善報告を受ける予定である。

生鮮食品検査・指導等件数

	検査	指導	改善
生鮮食品検査	1,553	2	2
生産地別等のための検査	251	2	2
無農薬栽培農産物	52	0	0
有機の表示がされた農産物	2	2	2
それ以外の生鮮食品	197	0	0
新米の品質表示に関する特別調査	997	0	0
「和牛」表示に係る牛肉の特別調査	305	0	0

加工食品の検査の結果及び食品表示110番等により受け付けた各種情報に基づく調査等により不適正な表示等が認められたもの624件については、製造業者、生産者又は販売業者等に対し、不適正な表示等を早期に改善するよう、文書による指導を行った。なお、改善未了分については、平成16年度に改善報告を受ける予定である。

加工食品検査・指導等件数

	検査	指導	改善
加工食品検査	5,135	624	536
有機の表示がされた農産物	28	11	11
遺伝子組換え表示対象外の食品の表示	11	6	6
遺伝子組換え食品表示	366	0	0
それ以外の加工食品	4,726	607	519

JAS規格の定期見直しに係る調査分析等において不適正な表示が認められたもの59件についても製造業者等に対し文書による指導を実施した。
表示監視業務を行う機関としての対外的な信頼性を確保するため、表示監視業務に関する内部監査を行った。
表示監視業務においては、苦情等の申立はなかつた。

【その他特記事項】

加工食品の検査において指導した624件のうち、改善が未了である88件については、引き継

- 表示監視業務を行う機関としての対外的な信頼性を確保するため、表示監視業務に関する内部監査を行った。
- 表示監視業務を行うため、内部監査を確保するたため、表示監視業務に関する苦情等に係る処理を適切に行う。

き当該製造業者等を指導し、早期の改善に努めている。

(2) 国際標準（ISO）に基づく審査機関としての業界登録機関を整備し、格付機関及び登録認定機関を実施する。登録機関等（以下「登録」）の量及び品質の更なる技術上の調査を行なう。

(2) 登録認定機関等に対する技術上の調査

(2) 登録認定機関等に対する技術上の調査
(JAS規格制度監視業務)

ア 豊林水産大臣が、登録機関及び登録認定機関等の申請の登録の更新並びに手数料及び登録の認定業務規程を認可する法に當たつて、登録認定機関等（以下「セイセンセンター」という。）は、その有する専門的知識を活用して、登録等の申請の審査に係る技術上の調査を行う。

ア 登録認定機関等に対する技術上の調査

ア 登録認定機関等に対する技術上の調査

△登録等の申請の審査を行なった。
△登録等の申請の審査を行なった。
△登録等の申請の審査を行なった。

【事業報告書の記述】
農林水産省関係部局の要請に基づき、以下の登録認定機関等の登録、手数料及び業務規程の認可に係る技術上の調査を実施し、農林水産省関係部局へ報告した。

登録認定機関等の登録等調査

	登録認定機関	登録調査 手数料調査 業務規程調査	新規 登録 登録規程調査	変更 登録 登録規程調査
登録外國認定機関	登録調査 手数料調査 業務規程調査	5 5 5	1 0 0	1 0 0
登録格付機関	登録調査 手数料規程調査 業務規程調査	5 0 0	0 29 14	0 73 20
計				65

平成15年度に登録され、認定業務を開始した登録認定機関2機関について認定業務の実施状況確認のための調査を行なった。
登録等調査の公平性、信頼性を確保するため、新規の登録、手数料の認可、業務規程の認可に係る技術上の調査については、案件ごとに技術委員会を開催した。
登録等調査の進行のため、調査資格を有する職員により登録等調査子チームを編成するとともに、常時調査の進捗状況を把握した。

【その他特記事項】
平成15年8月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行なった。

△登録等の申請の審査に係る技術上の調査が適正であることを検証するため、内部監査を実施した。
○登録等の申請の審査に係る技術上の調査が適正であることを検証するため、内部監査を実施した。
○登録等の申請の審査に係る技術上の調査が適正であることを検証するため、内部監査を実施した。

編成して対応するども
に、進歩状況を常に把握
する。

◇登録等の申請の審査に係る
技術上の調査に係る苦情等を
解決するため運営した。
a : 運営した。
c : 苦情等の申し立てはなく、苦情処理委員会の
開催実績はなかつたが、苦情処理委員会を常時
設置し、当該業務に係る苦情等の申し立てに対
応できる体制を維持した。

○ 登録後ににおける技術上
の調査の回数：機関毎に
各事業年度1回以上

イ 日本農林規格による農林
物資の格付並びに品質
に関する表示機関に対する技
術上の調査を全機関につ
いて各事業年度に1回以上
行い、必要に応じて是正
のための指導を行う。

◇登録格付機関に対する技術
上の調査を確実に実施するた
め、毎年実施計画を定め進行管
理を行つた。
a : 定め進行計画を定め進行管
理を行つた。
b : 実施計画を行つた。
c : 進行管理を行わなかつた。

◇登録認定機関等に対する監査
登録又は格付機関等の認定実施
業制が適正かを確認する監査等に
対する技術上の調査「監査」とい
う。)を行つたとともに、適
切な監査業務の遂行のた
め、以下の措置を講ずる。
なお、監査は、登録認定定
機関が登録認定事業所における調査と
行う(以下「事業所調査」と
いう。)の立会調査及び格付品
調査と運動して行うもの
と兼ねて監査する。本年度の監査対
象機関でに登録された機関)
は、以下のとおり。

[登録認定機関]
飲食料品：16機関
一般材、押角、耳付材、合
板、単板及び床板：3機関
地盤、有機農産物加工品：70機関

[登録格付機関]
飲食料品及び油脂：16機関
その他の農林物資：2機関

【事業報告書の記述】
登録格付機関に対する監査を以下のように
機関に対して各1回実施した。(1機関は年度過
中に格付業務を廃止)
・飲食料品及び油脂
・林産物
計
15機関(138事業所)
2機関(95事業所)
17機関(233事業所)

【その他特記事項】
平成4年度に実施された食品表示に関する行
政評価・監視結果に基づく指摘を踏まえ、登録
格付機関についても対象登録格付機関の監査計
画を策定し、各センターごとに進行管理表に基
づく進行管理を行つた。
その結果、各センターが実施した監査における
調査未実施項目の有無について確認したところ、各センターとも未実施項目はなかつた。

達成度合：100%

◇登録格付機関に対する技術
上の調査を全機関について1
回以上行った。
a : 計画値の達成度合は100
%以上であった。
b : 計画値の達成度合は70%
以上100%未満であった。
c : 計画値の達成度合は70%
未満であった。

登録格付機関すべてについて、事業所
調査開始後30日以内に調査結果を通知した。

調査開始後30日以内に調査結果を通知した。

達成度合：100%

○ 監査は登録要件の適合について、全ての状況認定機関等に通知した。
水産省関係部局における登録外国籍付機関の監査申請について、農林省からのお問い合わせの調査結果に基づいて是正のため、調査に当該事項を登録した機関等に指導する。また、農林省は、おける登録申請等に定機関等に登録する。また、農林省は、おける登録申請等に定機関等に登録する。

◇調査の結果に基づき、必要に応じて是正のための指導を行った。
a : 必要に応じて指導を行つた。
b : 必要であるにも関わらず指導を行つた。
c : 必要であるにも関わらず指導を行つた。

◇登録格付機関に対する技術上の調査が適正であることを検証するため、内部監査を実施した。
a : 内部監査を実施した。
b : 内部監査を実施しなかつた。

◇登録格付機関に対する技術上の調査についてセミナーに持ち込まれる苦情等を解消するため苦情処理委員会を設置・運営した。
a : 苦情処理委員会を設置・運営した。
b : 苦情処理委員会を設置しなかつた。

◇登録認定機関が異なるごとの監査の規則計画（監査計画）を作成し、計画的に行うとともに報告する。監査が実施するため、監査の成り立ちによる。

◇登録認定機関に対する技術上の調査を実施するため、毎年度当初に実施計画を定め進行管理を行つた。
a : 実施計画を行つた。
b : 実施計画を行わなかつた。

【事業報告書の記述】
登録認定機関に対する監査を以下のとおり86機関に對して87回実施した。(3機関は年度途中に認定業務を廃止)
・飲食料品及び油脂 16機関(16事業所)
・林産物 3機関(10事業所)
・有機農産物等 67機関(67事業所)
(注)：この他臨時監査1回実施
合計 86機関(93事業所)

調査結果に基づき、5機関に対して指導を行つた。
指導に当たつては、文書指導の要否及び指導内容について本部に設置した技術委員会で審議した。

平成15年8月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行つた。

苦情等の申し立てではなく、苦情処理委員会の開催実績はなかつたが、苦情処理委員会を常時設置し、当該業務に係る苦情等の申し立てに対応できる体制を維持した。

a

b

c

ウ 署林物資の品質管理及び品質に関する表示に對する登録機関を全機関について各事業年に1回以上行い、必要な措置を行つた。是正のための指導を行つた。

農林水産省における登録外國認定機関の監査協力要請に適切に対応した。

・林産物
登録認定機関等に対する監査の結果、軽微な問題点等については、現地で指摘を行うとともに、不適正が認められた64機関（登録認定機関に係るもの59機関、登録格付機関に係るもの5機関）については、是正するよう文書で勧告し、登録認定機関等ごとに監査の計画（監査計画）を作成し、計画的に行うとともに進捗状況を常に把握した。

【その他特記事項】

平成14年度に実施された食品表示に関する行政評価・監視結果に基づく指摘を踏まえ、対象一覧登録認定機関の監査計画を策定し、各センターごとに進行管理表に基づく進行管理を行った。その結果、各センターが実施した監査において確認したところ、各調査未実施項目の有無について確認したところ、各センターとも未実施項目はなかった。

達成度合：100%

a

登録認定機関延べ87機関のうち80機関については、事業所調査開始後30日以内に調査結果を通知した。

達成度合：92%

b

◇登録認定機関に対する技術上の調査を全機関について1回以上行った。
a：計画値の達成度合は100%以上であった。
b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった。
c：計画値の達成度合は70%未満であった。

◇登録認定機関の事業所調査開始後30日以内に当該機関及び農林水産省へ調査結果を通知した。
a：30日以内に通知した件数が90%以上であった。
b：30日以内に通知した件数が50%以上90%未満であった。
c：30日以内に通知した件数が50%未満であった。

(注：日数は実労働日数)

		調査結果に基づき、必要に応じて是正のための指導を行つた。 a：必要に応じて指導を行つた。 c：必要であるにも関わらず指導を行わなかつた事例があつた。	調査結果に基づき、必要に応じて是正のための指導を行つた。指導致について本部に設置した技術委員会で審議した。	a
		△登録認定機関に対する技術上の調査が適正であることを検証するため、内部監査を実施した。 a：内部監査を実施した c：内部監査をしなかつた	平成15年8月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行つた。	a
		△登録認定機関に対するセンターにおける苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。 a：苦情処理委員会を設置・運営した c：苦情処理委員会を設置しなかつた	【事業報告書の記述】 登録等調査業務において苦情等の申立があつた2件については、苦情処理規程類に基づき処理した。	a
		△登録認定機関に対するセンターにおける苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。 a：苦情処理委員会を設置・運営した c：苦情処理委員会を設置しなかつた	【その他特記事項】 申立があつた2件は申立者の理解不足等によるものであったため、申立者の了承の上で、苦情としなかつた。	a
ウ	登録等調査及び監査に係る信頼性の確保	○ 国際標準であるISOガイド61及び65等の考え方を取り入れた審査・監査方針に、定期的に見直しを行い、必要に応じて改正を行つた。 a：作成し、又は必要な改正を行ひ、若しくは検討の結果、改正が必要がなかつた c：作成せず、又は必要な改正を行わなかつた	【事業報告書の記述】 登録認定機関等に対する登録等調査及び監査を適切に行つたため、当該業務に関する各規程類の登録等調査及び監査業務を行う機関としての対外的な信頼性を確保するため、当該業務についての内部監査を実施した。	a
エ	登録認定機関の認定業務と国際標準との適合性並びに技術上の公平性及び的確性を確保するため、国際標準である考え方を取り入れた業務執行体制を確立し、登録認定機関にうどもに、職員の技術力の向上を図るために、業務執行マニュアルを作成する。	○ ISOガイド61及び65等の考え方を取り入れた審査・監査方針に、定期的に見直しを行い、必要に応じて改正を行つた。 a：作成し、又は必要な改正を行ひ、若しくは検討の結果、改正が必要がなかつた c：作成せず、又は必要な改正を行わなかつた	【その他特記事項】 平成15年度に登録等調査・監査関係規程等を以下のとおり制定又は改正した。 ・登録認定機関等登録等調査・監査規程 改正	a

	<p>登録認定機関等登録等監査細則 登録認定機関等監査・運営要領 技術委員会設置・運営要領 登録認定機関等調査及び監査に係る調査員等の資格基準について 調査員研修実施要領</p>	改正 改正 改正 改正 改正 改正
	平成15年8月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行った。	a
○	<p>◇登録認定機関に対する指導が書査・監査規程等に基づき検証するため、内部監査を実施した。</p> <p>◎登録等調査及び監査を行う目的、機関性を確保するため、信頼性等調査及び監査を行うとともに、信頼する内部監査を実施するにあたっては、信頼する監査結果をもとに、監査結果を正確に評価する。</p>	<p>平成15年度に業務執行マニュアルを以下のように改訂して改正し、職員に周知徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録認定機関等監査マニュアル ・付品調査マニュアル ・登録認定機関・登録外国認定機関の登録審査に係る慶林水産財務技術センターが行う技術上の調査の事務処理マニュアル
○	<p>登録等調査及び監査を実施するにあたっては、信頼性等調査及び監査を行うとともに、監査結果をもとに、監査結果を正確に評価する。</p>	<p>◇職員の調査技術力の向上を図るために、登録認定機関の調査指導に基づく業務執行マニュアルを作成するとともに、必要定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。</p> <p>○：作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかった。 □：作成せず、又は必要な改正を行わなかった。</p>
○	<p>登録等調査及び監査を行う目的、機関性を確保するため、信頼性等調査及び監査を行うとともに、信頼する内部監査を実施するにあたっては、信頼する監査結果をもとに、監査結果を正確に評価する。</p>	<p>◇国際標準に基づく有資格者の登録等調査の均質化及び質の向上を図るために、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○：日本規格協会品質システム審査員評価登録センター審査員の有資格者を2名程度養成した。 □：2名以上養成した。 □：1名以下しか養成しなかった。
○	<p>登録等調査及び監査の向上を図るために、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○：日本規格協会品質システム審査員評価登録センター審査員の有資格者を4名養成する。 □：日本規格協会品質システム審査員評価登録センター審査員の有資格者を各事業年度に2名程度養成する。 	<p>【事業報告書の記述】 (財)日本規格協会品質システム審査員評価登録センター審査員補研修へ職員を選送し、4名のISO9000の審査員補の有資格者を養成した。(総数14名)。</p> <p>【その他特記事項】 ISO9000審査員補資格は、センターの業務を遂行する上で重要な知識が必要とされ、また、登録認定機関の登録調査等の業務を行う上でも対外的な信頼が得られる資格であることから、</p>

本年度は前年度に引き続き4名の有資格者を養成した。

- 登録等調査及び監査等のための職員を確保し、調査及向上を実施した。また、業件をどうぞ検査するための内部研修を実施する。

- (1) 技術上の調査を行ふ職員と員の資格を規程するため、まず職員技術に対する研修を開き、担当職員に對し3年以内に1回以上の受講を義務付ける。

△技術上の調査を行ふ職員の資格規程を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行つた。 a：作成せず、又は必要な改正を行ひ、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかつた。 c：作成せず、又は必要な改正を行わなかつた。	【事業報告書の記述】 「登録等調査等の業務に係る担当職員の質の向上を図るために、職員技術研修中期計画及び年度計画に基づき90名の職員に対し調査員内部養成研修を9回実施した。」	b
	【その他特記事項】 「登録認定機関等登録等調査に係る調査員等の質控基準について」について、センターの組、内部監査の結果等を踏まえて改正した。	b

(3) 登録申請等に係る手続きの迅速化	△登録認定機関等の登録申請等の業務を受ける登録を省がから登録等申請等する等調査を受けた期間であつて3月)までに終了するため、以下の措置を講ずる。 ○ 要請を受けての期間を、報告するまでの期間に行う。	a
	○ 平成要請を必要に応じて改訂するなどとある登録申請の周知徹底を行つた。 ○ 等調査の状況を定期的に調査結果を報告する等連携状況の管理を行う。	a

(3) 登録認定機関等の登録及び登録の更新に際しての技術上の調査に当たっては、当該申請に係る標準手続を完了することができるよう、農林水産省からの調査を完了するに進行する。	△要請受理後30日以内の目標期間：30日以内	a
	○ 要請を受けての期間を、報告するまでの期間に行う。	a

△登録認定機関等登録等調査に係る調査員等の質控基準について」について、センターの組、内部監査の結果等を踏まえて改正した。	【事業報告書の記述】 「登録認定機関等登録等調査に係る調査員等の質控基準について」について、センターの組、内部監査の結果等を踏まえて改正した。	a
	【その他特記事項】 「登録認定機関・登録外国認定機関の登録審査に係る農林水産消費技術センターが行う技術上の調査の事務処理マニュアル」について、内部監査結果を踏まえた改正を行つた。	a

△調査要請受理後30日以内に農林水産省へ調査結果を回答した。

- a : 30日以内に回答した件数
が90%以上であった。
b : 30日以内に回答した件数
が50%以上90%未満であつた。
c : 30日以内に回答した件数
が50%未満であった。

(注：日数は実効働日数)

(4) 登録認定機関により認定され
た製造業者が行う格付の手順
に対する指針並びに付帯する指
定を行なうか否かを確認する方
法による。また、認定マークの付
けられることとJASマークの検査を行
なう。

(4) 墓林物資の検査

(4) 立会調査及び格付品調査

登録認定機関等に対する監査に
より、登録認定機関が適切に行
なう。

登録認定機関が適正であるた
めに、登録認定機関が適正な立
会調査（試料の抽出認定等）を行
なう。

登録認定機関が適正であるた
めに、登録認定機関が適正な立
会調査（試料の抽出認定等）を行
なう。

ア 登録認定機関による認
定製造業者に対する指導によ
る認定製造業者及び登録認定
機関が適切に行われる
ため、認定機関が適正な立
会調査を行なう。

◇認定製造業者等に対する調
査を350件以上実施した。

○ 立会調査の実施件数は、別
に定めた基準に従い、本年
度には合計で以下の件数を
目標に実施する。

● 立会調査350件以上

a : 計画値の達成度合は100
%以上であった。
b : 計画値の達成度合は70%
以上100%未満であった。
c : 計画値の達成度合は70%
未満であった。

【事業報告書の記述】
登録認定機関等の監査に係る認定機関等
の立会調査を38件（登録認定機関に係るもの36件、
登録格付機関に係るもの24件）実施した。
登録認定機関等の監査に係る認定機関等
の立会調査の結果、不適正な事項があつた62件
(登録認定機関に係るもの61件、登録格付機関等
に係るもの1件)については、登録認定機関等

に対して文書により是正勧告した。

【その他特記事項】

指導した62件については、関係する登録格付機関等に対する技術上の調査時に改善状況を確認しており、すべてで適正に改善されていることを確認した。
達成度合：110%

○ 検査件数：各事業年度
700件以上

イ 登録認定機関の認定業務や登録格付機関の認定業務が「適切」に行われるためのJAS製品の検査にかかるか否かを確認するたまでは、製造業者等のラーンス等を事業規模及び地域対象製品を事業年次に勘案して対応することで、度に700件以上実施する。

○ 登録認定機関件数は、量販業者等の事業規模及び地域を勘案して対象製品を選定した。
a : バランス等を勘案せずには、本年度は合計で以下の件数を目途に実施する。
b : バランス等を勘案せずに選定した
c : バランス等を勘案せずに選定した

△ JAS製品の検査には、量販業者等の事業規模及び地域を勘案して対象製品を選定した。a : バランス等を勘案せずには、本年度は合計で以下の件数を目途に実施する。
b : バランス等を勘案せずに選定した
c : バランス等を勘案せずに選定した

【事業報告書の記述】
登録認定機関等の業務が「適切」に行われているか否かを確認するためのJAS製品の検査については、地域バランス等を勘案して選定機関に係るものの10件)実施した。
登録認定機関等の業務が「適切」に行われているか否かを確認するためのJAS製品の検査の結果、不適正な事項があつた51件(すべて登録認定機関に係るもの)については、登録認定機関に対して、文書により是正勧告した。

【その他特記事項】

品目ごとの登録格付機関等の事業所の所在地、JAS輸品の格付状況、製造業者の生産規模、地域バランス等を勘案して対象食品を選定した。

△ JAS製品の検査を700件以上実施した。
a : 計画値の達成度合は100%以上であつた
b : 計画値の達成度合は70%以上100%未満であつた
c : 計画値の達成度合は70%未満であつた

指導した51件については、関係する登録認定機関に対する技術上の調査時に改善状況を確認しており、すべて適正に改善されていることを確認した。
達成度合：127%

【事業報告書の記述】
農林水産省関係部局からの要請及び表示110番等の情報提供により、認定製造業者等に対する調査(格付品等の調査分析を5件行つた。

○ 農林水産省関係部局からの要請及び表示110番等の情報提供により、認定製造業者等に対する調査(格付品等の調査を含む。)の必要が生じた場合には、適切に対応する。

△ 外部の有識者を含めて指導

- 52 -

(5) 食品等の販売業者、製

(5) 食品等の販売業者、製

造業者等の事業所に対する指導
指導するよう、国際標準（ISO）
やHACCP等の高度な品質
管理技術に基づく高度な品質
管理を実定するなども、品質
管理技術を導入するため
のマニュアルを作成す
る。

造業者等の事業者、製
品等の販売業者、製
品等に対し、ISOや
HACCP等の高度な品質
管理技術の有識者を含めて検
討するため、平成13年度中
に周知する。

造業者等の販売業者、製
品等における高度な導入に
対する技術指針、以下の一
般指針を定める。
○ 国際標準（ISO）やHACCP
等の基づく高度な品質
管理技術の有識者を含めて検
討するため、外部の有識者
等で構成する総合指導委
員会を平成13年度に必要に応じて
指導致方針を策定する。
○ 指導致方針を必要とどもに、職員へ
見直すとどもに、職員へ
の周知を図る。

方針の検討を行い、指導方針
を策定し、職員に周知した。
a：検討を行ない、職員に周知した。
b：検討を行ない、職員になかった。
c：検討を行なう評価指標
(平成13年度限り)

△食品等の販売業者、製造業
者等に対する品質管理制度等を活
用し接觸相談に応じた。
a：技術相談があつたにもか
かわらず対応しなかつた。
b：技術相談があつたにもか
かわらず対応しなかつた。

△食品等の販売業者、製造業
者等に対する品質管理制度等を活
用し接觸相談に応じた。
a：技術相談があつたにもか
かわらず対応しなかつた。
b：技術相談があつたにもか
かわらず対応しなかつた。

a：広報活動を行つた。
b：広報活動を行わなかつた。

△指導マニュアルを2品目以
上作成した。
a：2品目以上作成した。
b：1品目しか作成しなかつた、又は作成しなかつた。

△本部及び地域センターごと
に品目又は技術的課題を選定
し、年度計画に基づき技術講
習会を開催した。
a：計画値の達成度合は90%
以上であった。
b：計画値の達成度合は50%
以上90%未満であった。

【その他特記事項】
当該講習会の課題が時宜に即すよう、関係団

【事業報告書の記述】
国際標準（ISO）やHACCP等の高度な品質管理制度
に基づく指導を実施するため、外部の有識者を含めた総合指導委員会を開催した。
指導方針の見直しを検討した結果、改正の必要性がつきき成し
た。高度な品質管理制度向上推進業務実施規程の見直し
を行ない、一部改正するとともに職員に周知した。

【その他特記事項】
製造、品質管理、保管、検査分析に関する技術相談は93件であった。

△配信希望者に対して行政情報、食の安全・安心
に関する情報を中心としたメールマガジンを
40回（延べ62,080通）発信した。

【事業報告書の記述】
製造業者等に対する指導に活用するため、16
年度は果実飲料及びヤム類の2品目について
高度品質管理技術講習会を作成し、3年間で6品
目について作成した。

【事業報告書の記述】
食品及び木質建材の品質の向上や安全性を確
保するため、食品等製造業者、製材業者等を対
象とした技術講習会を各センターで1回以上、
合計10回開催した。（延べ769名参加）

【その他特記事項】
当該講習会の課題が時宜に即すよう、関係団

c : 計画値の達成度合は50%未満であった

- 工 食品表示に関する相談
・問合せを一元的に受け付ける窓口を開設する。
○ 製造業者等からの食品等から管理技術に対する相談に応じ、一元窓口を開設し、品質各種調査状況等に企業に引き続き情報提供を行う。また、品質情報、同一活動メールによる連絡も行う。

【事業報告書の記述】
製造業者等からの品質管理技術等に関する相談(企業相談)は、個別商品の製造レシピに応じた表示の方法及びその管理技術等を中心[9,451件]に対応した。

行政制度	8,505件
その他	9,461件
計	9,451件

食品表示の一元化窓口を(社)日本食品衛生協会と協力して設置し、2,627件の相談を受け付けた(一部、上記企業相談件数に含まれる)。

【その他特記事項】

食品表示相談の一元的な受付窓口には、食品安全法上の表示に関する専門家として社団法人日本食品衛生協会から職員1名が派遣され、センター職員と連携して相談等に対応した。

【事業報告書の記述】
都道府県等から地域特産品認証事業への技術的観点からの指導要請にに対し適切に対応した。(延べ23府県56品目)

【事業報告書の記述】
企業対応業務において苦情等の申立があつた3件については、苦情処理規程類に基づき処理した。

【事業報告書の記述】
製造業者等から依頼された飲食料品、生糸等の検査を305件実施した。また、セントラルが自ら行う外國林産物及び生糸の格付をそれぞれ3件及び196件実施した。
依頼検査及び農林物資の格付を行う機関とした。

- 54 -

- 依頼する相談に応じ、窓口を開設する。
○ 表示に関する相談に応じ、窓口を開設する。

- 地域特産品認証事業により、都道府県等が行う認証の作成等に関し、該都道府県事務部から技術的指導がある場合は、要請があれば、積極的に応じる。

- 企業対応業務を行なう機関としての対外的な信頼性を確保するため、企業相談を確実に開設するに適切に行う。

- 依頼された農林物資の検査について、依頼者の機密保持に基づき内部規程に基づきを囲むための検査結果の厳正な検査を行った。

- 54 -

- 工 食品表示に関する相談
・問合せを一元的に受け付ける窓口を開設する。

- 依頼する相談に応じ、窓口を開設する。

- 依頼検査及び農林物資の格付の検査を実施する。

- (6) 依頼検査及び農林物資の格付
○ 依頼検査及び農林物資の格付について、依頼に応じて適切に対応するとともに、その結果

- 54 -

【事業報告書の記述】
製造業者等からの品質管理技術等に関する相談(企業相談)は、個別商品の製造レシピに応じた表示の方法及びその管理技術等を中心[9,451件]に対応した。

行政制度	8,505件
その他	9,461件
計	9,451件

食品表示の一元化窓口を(社)日本食品衛生協会と協力して設置し、2,627件の相談を受け付けた(一部、上記企業相談件数に含まれる)。

【その他特記事項】

食品表示相談の一元的な受付窓口には、食品安全法上の表示に関する専門家として社団法人日本食品衛生協会から職員1名が派遣され、センター職員と連携して相談等に対応した。

【事業報告書の記述】
都道府県等から地域特産品認証事業への技術的観点からの指導要請にに対し適切に対応した。(延べ23府県56品目)

【事業報告書の記述】
企業対応業務において苦情等の申立があつた3件については、苦情処理規程類に基づき処理した。

【事業報告書の記述】
製造業者等から依頼された飲食料品、生糸等の検査を305件実施した。また、セントラルが自ら行う外國林産物及び生糸の格付をそれぞれ3件及び196件実施した。
依頼検査及び農林物資の格付を行う機関とした。

- 54 -

c : 計画値の達成度合は125%であった。

a : 体等へヒアリング調査及び外部有識者を行えたことにより、効果的な講習会の実施に努めた。

アンケート調査の結果、顧客満足度の平均は3.6であった。

行政制度	8,505件
その他	9,461件
計	9,451件

食品表示の一元化窓口を(社)日本食品衛生協会と協力して設置し、2,627件の相談を受け付けた(一部、上記企業相談件数に含まれる)。

【その他特記事項】

食品表示相談の一元的な受付窓口には、食品安全法上の表示に関する専門家として社団法人日本食品衛生協会から職員1名が派遣され、センター職員と連携して相談等に対応した。

【事業報告書の記述】
都道府県等から地域特産品認証事業への技術的観点からの指導要請にに対し適切に対応した。(延べ23府県56品目)

【事業報告書の記述】
企業対応業務において苦情等の申立があつた3件については、苦情処理規程類に基づき処理した。

【事業報告書の記述】
製造業者等から依頼された飲食料品、生糸等の検査を305件実施した。また、セントラルが自ら行う外國林産物及び生糸の格付をそれぞれ3件及び196件実施した。
依頼検査及び農林物資の格付を行う機関とした。

- 54 -

依頼者の機密の保持を図
るため検査結果の厳正な
管理を行う。

○ 依頼検査及び農林物資として
の格付を行なう信頼性を及ぼす
の対外的な業務の格付に關する
する農林物資検査を行なうとどもに
内情等に係る処理を行なう。

c : 厳正な管理を行わなかつ
た

て対外的な信頼性を確保するため、当該業務に
ついての内部監査を実施した。
依頼検査・農林物資の格付業務において、苦
情等の申立てはなかつた。

【その他特記事項】

当該業務の検査結果等については、依頼検査
規程・同細則及び文書管理制度に基づき、当該
業務の担当課長等が厳正な管理を行つた。

平成15年8月に内部監査を実施し、積極的に業
務改善を行つた。

a

△依頼された農林物資の検査
が適切であることを検証する実
施した。
b : 内部監査を実施した
c : 内部監査を実施しなかつ
た

△依頼された農林物資の検査
が適切であることを1回以上実
施した。
b : 内部監査を実施した
c : 内部監査を実施しなかつ
た

a

△依頼された農林物資の検査
についてセンターに持ち込まれる苦
情等を解決するため苦情等を解
決する苦情処理委員会を設置・運営し
た。
b : 苦情処理委員会を設置・
運営した
c : 苦情処理委員会を設置し
なかつた

△センターが自ら行う格付に
係る検査について、依頼者の機
密保持を図るために内部規程
に基づき検査結果の厳正な管
理を行つた。
b : 厳正な管理を行つた
c : 厳正な管理を行わなかつ
た

a

△センターが自ら行う格付に
係る検査が適切であることを
検証するため、内部監査を
1回以上実施した。

b : 内部監査を実施した
c : 内部監査を実施しなかつ
た

平成15年8月に内部監査を実施し、積極的に業
務改善を行つた。

a

◇センターが自ら行う格付に係る検査についてセントーに持ちだめ苦情等を解決する運営した。
b : 運営した
c : 苦情処理委員会を設置した。

苦情等の申し立てはなく、苦情処理委員会を常に開催実績はなかつたが、苦情等の申し立てに対応できる体制を維持した。

- (7) 農林水産省関係部局への技術支援
○農林水産省の組織改編に伴い、有機農産物のJAS規格及び生鮮食品の店舗調査等に係る調査手法等の技術支援を行なうため、農林水産省関係部局からの研修の要請に応じる。

【事業報告書の記述】
農林水産省関係部局からの要請に応じ、有機農産物のJAS規格及び生鮮食品の店舗調査等に係る調査手法等の技術支援を行うための研修を25回実施した。

○農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習

3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習

(1) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究について重視する

- (1) 調査研究の重点化
農林物資の検査技術に関する調査研究の重點化を図るため、次の措置を講ずる。
a : 業務の状況を勘察する、業務の状況を勘察する。
b : センターの専門的知識を活用する。
c : 専門的研究の委託に応じる。
○会員の検査結果を踏まえ、会員の検査結果を踏まえ、加工食品の原材料の判別技術、加工食品の原材料の判別技術、加工食品の原材料の組換え技術、加工食品の原材料の組換え技術、加工食品の分析技術、加工食品の分析技術、加工食品の機能性成分分析技術、加工食品の機能性成分分析技術、加工食品の効率的な分析技術、加工食品の効率的な分析技術、

- (1) 調査及び研究の重点化
農林物資の検査技術については、次の分野にて重点的に行なう。
a : 生鮮食品の原料の判別技術
b : 加工食品の原材料の判別技術
c : 遠伝子組換え食品の分析技術
d : 物質質及び機能性成分分析技術
e : 全調査研究課題数のうちア～エの分野に係る課題の割合：70%以上

A	指標の総数 18
	評価aの指標数：18×2点＝36点
	評価bの指標数：0×1点＝0点
	評価cの指標数：0×0点＝0点
	合計 36点
	(36/36=100%)

【事業報告書の記述】
平成4年度の調査研究総合評価委員会において選定された研究課題を実施するとともに、各センターにおいて調査研究推進委員会を開催し、適切な進行管理評価委員会の検討結果を踏まえ、調査研究を17課題実施した。そのうち、「生鮮食品の判別技術」、「加工食品の分析技術」及び「遠伝子組換え食品の分析技術」の量物質及び機能性成分の効率的な分析技術の重点4分野に係る調査研究課題は15課題で、その割合は38.2%であった。

【その他特記事項】
達成度合：126%

な分析技術の4分野に関する調査研究課題の割合を70%以上とし、下記の検査技術の検討を行う。

- (2) (1)の調査及び研究の実施
実施により、中長期目標の達成を行なうに次のような取組を行なう(「確立」とは、技術が可能などをいう。)。

- (2) 調査研究の実施
平成13～14年度の調査研究における成績を踏まえ、調査研究に着手する。
調査研究に着手する。
調査研究に着手する。

ア 生鮮食品の判別技術について
市販されている生鮮産物について、青果物について国産品と輸入品の区別を、その被込みを、魚介類の有無の判断の基準として冷凍の有無の判断の基準となる事項を選定する。

[主な調査研究対象技術]
生鮮食品の判別技術
・名前表示等のうち外銀から次に判別のうち外銀から容易に同一品目について、以下のかない同一品目について、たための魚及び牛肉について、たための事項が判別を行なうための判斷の基準となる可能性を検討する。

- ① 同一品目の農産物で輸入品が国内市場に流通しており、輸入品が一定のシェアを有するもの

青果物：無機元素含量、DNA情報

【事業報告書の記述】
農産物の無機元素による产地判別
【成果】無機元素を指標とした農産物の产地判別を検討したこところ、ネギ、クロロダイズについては中国産と国産が、ダイズについてはアメリカ産と国産を判別できる可能性が示された。】
【成果】DNA解析及び無機元素を指標としたマネギの产地判別法の確立のため、DNA解析では判別に費用と思われる3種のSTSマークーを開発し、無機元素分析では試料の前処理法及び分析条件を検討した。(平成16年度総括)

【その他特記事項】
ネギ及びクロロダイズについては判別指標が得られ、ダイズについては判別のおおよその絆り

◇輸入品と国産品が国内市場に流通している生鮮野菜のうち、輸入量の多い上位10品目から2品目以上選定し、产地判別の指標を検討した結果、葉菜品目程度について生鮮野菜の产地判別の指標が得られ、若しくはおおよそその級り込みができる、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

a : 達成した
b : 概ね達成した
c : 達成されなかつた

込みができる、タマネギについては次年度の調査研究に活用できる成果が得られた。

② 同一魚種で解凍魚と鮮魚が国内市場に流通しているもの

魚：細胞観察、酵素活性、耳石計測、脂肪酸組成、DNA情報

◇冷凍と非冷凍が(国内市場に流通している魚介類のうち、流通量の多い上位10品目から2品目以上選定し、冷凍・非冷凍の判別指標を検討して魚介類の冷凍・非冷凍の判別指標について魚介類の冷凍・又は培養魚が次年度が得られ、特に優れた成果が得られた。

s : 特に優れた成果が得られた

a : 達成した
b : 概ね達成した
c : 達成されなかつた

【事業報告書の記述】
・アサリの原産地判別及びアサリとアサリ類似貝類との判別

【成果】貝殻の形態分析等により、アサリの原産地判別を試みたが、明確な差異を見出しきことはできなかつた。】

【水産物の表示の規制判別法の検討（マダイ、チダイ、キダイの魚種判別法）】

【成果】RAPD法によるマダイ、チダイ、キダイの魚種判別について、前年度に選抜したブライマー判別の精度を向上させることを試みたが、PCR条件を検討したが、明確な判別精度の向上は認めなかつた。】

【その他特記事項】
メバチマグロ、キハダマグロ等4品目にについて判別指標の検討に着手したが、調査研究の進行管理等のために設置している調査研究推進委員会で中止することとしたため評価しない。

【成果】国内で養殖されているスズキ類が主にタイリクスズキであることから、ミトコンドリアDNAを指標としてスズキ、タイリクスズキ、ナイルパークの判別方法を検討し、天然魚、養殖魚のおおよその較り込みができた。】

【その他特記事項】
メバチマグロ、キハダマグロ等4品目にについて判別指標の検討に着手したが、調査研究の進行管理等のために設置している調査研究推進委員会で中止することとしたため評価しない。

【成果】タイリクスズキ・ナイルパーク（シロスズキ）のDNAによる魚種判別技術については、今後はマニュアル化する予定である。

a

◇天然魚と養殖魚が流通している魚のうち、流通量の多い10品目から2品目以上選定し、天然・養殖の判別の指標を検討した結果、1品目程度について天然魚・養殖魚のはおおよそ得られ、若しくはその較り込みができる、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

s : 特に優れた成果が得られた

a : 達成した
b : 概ね達成した
c : 達成されなかつた

食 肉 : DNA情報

【事業報告書の記述】
・市場における牛肉の品種推定法の有効性の検証
【成果】試験により、文献中にあるDNAマークー6種類のうち良好な2種類を選抜するとともに、これを用いて試料の処理方法、DNA抽出法を検討し、マニュアルを作成した。】(平成16年度継続)

イ 加工食品の原料の判別技術
技術については、国産品と輸入品のおおよその判断の込みとなる事項を選定する。

イ 加工食品の原料の判別技術
原料原産地表示が義務付けられているうち現在の加工食品では、使用原料のが見込まれる同一品目の農産物加工食品及び水産物加工食品について、以下の事項が判別のための判断基準となる可能性を検討する。

- ① 個別の品質表示基準に基づいて新たに原料原産地表示が義務付けられた品目

農産物加工食品：無機元素、アミノ酸組成

【事業報告書の記述】
・加工食品の原産地判別方法の検討（アジ・サバ加工品）
【成果】加工食品からのDNAの抽出法を検討するとともに、タイセイヨウサバのミトコンドリアDNAの塩基配列を決定する等、判別に有用なデータを取得した。
・微量無機元素分析による梅干の原産地判別

【成果】誘導結合プラズマ質量分析装置（ICP-MS）を用い、無機元素を指標として中國産と国产の梅干の原産地判別法を検討したが、明確な差異を見出することはできなかった。】

- ② 個別の品質表示基準に基づいて新たに原料原产地表示が義務付けられる品目

【その他特記事項】
さばは塩干品及び梅干について、原料原産地の判別技術を検討した結果、さばは塩干品の原料原産地研究に活用できる成果が得られた。

水産物加工食品 : DNA情報

◇国内市場に流通している加工食品のうち、個別の品質表示基準のある品目から2品目以上選定し、原料の品質別指標を検討した結果、1品目程度について加工食品の原料产地判別の指標が得られ、若しくはおおよその取り込みができないとき、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

- a : 特に優れた成果が得られた。
b : 達成した
c : 達成されなかつた

工食品の原料产地別の指標
が得られ、若しくはおおよそそ
が次年度の調査研究に活用で
きた。

s : 特に優れた成果が得られ
た

- a : 達成した
- b : 横ね達成した
- c : 達成されなかつた

ウ 遺伝子組換え食品の分
析技術
① 遺伝子組換えに係る表示
が義務付けられた食品定性分析
について、前処理技術及びPCR法等による定性分析
技術を確立する。

ウ 遺伝子組換え食品の分
析技術
② 遺伝子組換えに係る表示
が義務付けられた食品定性分析
について、前処理技術及びPCR法等による定性分析
技術を確立する。

遺伝子組換え食品の分
析技術
・遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品定性分析技術について検討して実
量化技術の前段階として実施)。

- a : 達成した
- b : 横ね達成した
- c : 達成されなかつた

【事業報告書の記述】
・農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術
(その1) <新しい遺伝子組換え系統の定量化>
【成果：遺伝子組換えトウモロコシ3系統等についての定量法を確立するため、プライマリー等を設計し、定量PCRの条件を検討した。】
・農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術
(その2) <collaborative studyによる定量化技術の確立>
【成果：現行のPCR定量法について、試薬の安定性を改良するとともに、4定量機種についてPCR条件を検討し、分析方法の妥当性確認のためのcollaborative studyを実施した。】
・農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術
(その3) <定量技術の簡素・簡便化>
【成果：遺伝子組換え農産物の簡便な定量法を開発するため、特異的なプライマー及び内部標準となるDNAを設計し、競合PCRの条件を検討した。】
・加工食品中の組換え体混入率の定量化技術
【成果：遺伝子組換え大豆及びトウモロコシを用いて、加工食品6品目をモデル製造し、原料とモデル製造加工品の定量値の有意差を統計的に解析した。】(平成16年度継続)

【その他特記事項】
大豆加工品3品目及びどうもろこし加工品3品目前の処理方法について、有用な知見が得られ、次年度の調査研究に活用できる。

△遺伝子組換えに係る表示が既に

業務付けられた加工食品について定性分析技術が確立され、新たに遺伝子組換えに係る表示が義務付けられ、新たな加工食品がなく、業務実績がないため評価しない。

s : 特に優れた成果が得られた。
a : 達成した
b : 概ね達成した
c : 達成されなかつた

② 遺伝子組換えの大豆及びどうもろこしについて、PCR法等による定量分析技術を確立する。

◇遺伝子組換え大豆について、PCR法等による定量分析技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

s : 特に優れた成果が得られた。
a : 達成した
b : 概ね達成した
c : 達成されなかつた

・遺伝子組換えトウモロコシの定量分析技術について、加工食品に含まれる各種組換え体混入率並びに農産物の定量分析技術について検討する。

・リアルタイムPCR定量装置が数種類できていい分析の結果、これを確認するためには、

当行政法人食品安全機関等と連携してCollaborative Study

(分析方法の妥当性を確認するための共同試験)を行う。

試験の安定化及びPCR定量機種の適用拡大について有用な知見が得られ、遺伝子組換え大豆の定量法確立のため、次年度の調査研究に活用できる。

「農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術(その2)<collaborative studyによる定量化技術の確立>」については、その成果の一部を学会等で発表した。

s : 特に優れた成果が得られた。
a : 達成した
b : 概ね達成した
c : 達成されなかつた

◇遺伝子組換えとうもろこしについて、PCR法等による定量分析技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

s : 特に優れた成果が得られた。
a : 達成した
b : 概ね達成した
c : 達成されなかつた

「農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術<加工食品中の組換え体混入率の定量化技術>」については、その成果の一部を食品衛生学会及び米国AOAC学会で発表した。

◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品のうち、2品目以上選定し、PCR法等による定量分布法の適用について検討を行った結果、1品目程度について定量分析技術が確立でき、若しくは定量PCR法が適用できる品目についておおよそその限り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。

た
a : 達成した
b : 横ね達成した
c : 達成されなかつた

◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けていない加工食品に基づく表示を行わせる必要性を調査するため、前処理法(DNA抽出方法等)の適用について検討を行った結果、前処理法が確立でき、ある品目についておおよその結果が次年度の調査研究に活用できた。
s : 特に優れた成果を得られた

a : 達成した
b : 横ね達成した
c : 達成されなかつた

◇農産物等を対象として、一齊分析法が確立されていない農業5種類以上について多成分同時分析法の検討を行った結果、3種類以上の農産物において分析が可能であることを確認し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。
s : 特に優れた成果を得られた

a : 達成した
b : 横ね達成した
c : 達成されなかつた

微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術
・微量成分(残胃農薬)の効率的な分析技術の確立のため、精度管理システムの確立及び高精度な迅速分析の開発について検討する。

工 激量物質及び機能性成分の効率的な分析技術
① 一齊分析法の確立のため、抽出方法、精製方法、カラム条件等についての調査研究を行う。

工 激量物質の分析技術について、食品衛生法に基づく残胃基準採取法や農薬保留基準法に基づく量分析法の確立のため、使つかれ、難易度で多い農業でもつて、現在、一齊分析法が確立されていないものの10種類程度(トリフルミゾール、エチルチオミントン、インキサチオニン等)について一齊分析法を確立する。

該当する加工食品がなく、業務を実施しなかつたため評価しない。

【事業報告書の記述】

・農作物中の殘留農薬一齊分析法の検討
【成果】：ガスクロマトグラフ質量分析計及び高速液体クロマトグラフによる農物中の農薬の開発を行わず、
・農業の簡便な一齊分析法を開発したところ、試験し、ゲル浸透クロマトグラフ精製のみで173農薬が分析できる可能性が示唆された。】
・食品安全性に係わる微量成分分析の精度
開発
【成果】：前年度に開発したガスクロマトグラフ質量分析計及び高速液体クロマトグラフを用いた農業の一齊分析法について、妥当性確認のための共同試験を実施したところ、試験した139農薬中120農薬の分析が可能であった。】(平成16年度継続)

【その他特記事項】

6種類の農産物を対象として新たに21種類の農薬について一齊分析の可能性が示唆され、次年度の調査研究に活用できる。

<p>② LC-MSを利用し、ポリフェノール類等の機能性成分についての効率的な分析方法を確立する。</p> <p>◇LC-MSを利用して、機能性成分等の効率的な分析方法を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 ○特に優れた成果が得られた。</p> <p>a : 達成した b : 極めて達成した c : 達成されなかつた</p> <p>・食品中のアクリルアミド分析法の開発を検討する。</p>	<p>【事業報告書の記述】 記載なし。</p> <p>【その他特記事項】 年度計画になく実施しなかつたため、評価しない。 平成16年度は、LC-MSを利用して機能性成分中のムーメフラー等の機能性成分の分析方法について検討する。</p> <p>【事業報告書の記述】 ・食品中のアクリルアミド分析法の開発 【成果：食品中のアクリルアミドについて検査の分析法を改良し、迅速化及び精度の向上を図るとともに、これまで分析できなかつた茶類における分析法を確立した。】</p> <p>【事業報告書の記述】 重点4分野に関する調査研究のほか、次の検討を行つた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟X線による非加熱殺菌技術の開発 【成果：バットトルのキャップの枯草菌及び黒麹力ビビに対する軟X線の殺菌効果について検討し、キャップ殺菌工程への応用が可能であることが示唆された。】 ・流通過程における野菜の硝酸塩濃度の実態調査 【成果：前年度に引き続き、ホウレンソウ、キャベツ等の主要な野菜の硝酸塩濃度の実態調査を行うとともに、「二郎、野沢菜等についても調査を行つた。】(平成16年度継続)
<p>(2) 調査研究成果の公表</p> <p>調査研究の成果を積極的に公表するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>(3) 調査研究成果の公表</p> <p>調査研究の成果を積極的に公表するため、公表の措置を講ずる。</p>	<p>【事業報告書の記述】 記載なし。</p>
<p>(3) 調査及び研究の成果については、積極的に公表するとともに、調査分析、検査及び技術指導等の業務に迅速かつ積極的に活用する。</p> <p>○ 調査及び研究の成果の公表回数：各事業年度1回以上</p>	<p>△調査研究結果の報告書を作成し、関係機関へ配布するなどもしくはホームページに掲載し、広く一般に公表する。</p> <p>○ 調査研究の成果については、調査研究報告書に取りまとめ、公表するとともに、成果の概要についてインターネット等を活用して広く一般に広報する。</p>

【事業報告書の記述】
平成14年度の調査研究の成果について「調査研究報告第27号」を作成し、公表するとともに、調査研究結果の概要をホームページに掲載し、広報した。

【事業報告書の記述】
記載なし。

する。

- ◇調査研究結果の報告書の概要をホームページに掲載した。
a : ホームページに掲載した
c : ホームページに掲載しなかった

- 調査研究の成績に応じて、発表会を開催する。また、説明会を開催し、必要な場合を個別業界ごとに開催する。
- 調査研究の成績を関係機関と公で、開発を各事業年に、必ず1回開催する。必要に応じて、説明会を開催する。

- イ 調査及び研究テーマに關係する登録業界を対象とした、開発を各事業年に、必ず1回開催する。

- 調査研究の成績を関係機関と公で、開発を各事業年に、必ず1回開催する。必要に応じて、説明会を開催する。

- ◇調査研究の公開発表会を開催した。
a : 開催した
c : 開催しなかった

- ◇必要に応じ個別業界ごとの説明会を開催した。
a : 要請に応じ開催した
c : 要請はあつたが、特段の理由なく開催しなかった

(3) 調査研究の適切な実施

- (4) 調査研究の適切な実施を図るため、以下の措置を講ずる。

- 業務の状況を勘案しつつ、独立行政法人食品総合研究所の共同分析センター、農水立行行政センター、農業生物資源研究センターと連携を図り、積極的に共同研究に取り組む。
- 調査研究者相談等セミナー、農業試験研究機関との有機的連携を図るために、農業試験研究機関との有機的連携を強化する。

- ◇独立行政法人食品総合研究所にて、調査研究を実施した。
a : 共同分析センターを開設して調査研究を実施した
c : 共同分析センターを開設して調査研究を実施しなかった

- 【事業報告書の記述】
公開調査研究等事業を開催し、調査研究の成果及び食品等特性把握調査の結果について、「無機元素分析による農産物の原産地判別」「大豆加工食品の遺伝子組換え体の定量」等15課題を発表した。外部からの参加者は、77名であつた。
- 【その他特記事項】
説明会の開催要請がなく業務実績がなかつたため評価しない。

- ・独立行政法人水産総合研究センターとの共同研究実施した。
- ・独立行政法人水産総合研究センターとの共同研究実施した。
- ・「加工食品の原産地判別方法の検討（アジ・サバ加工品）」
- ・独立行政法人食品総合研究所との共同研究実施した。
- ・「農産物の無機元素による産地判別」
- ・「加工食品中の組換え体混入率の定量化技術」
- ・「農産物からの遺伝子組換え系統の定量化」
- ・「新しい遺伝子組換え系統の定量化」
- ・「農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術」
- ・「その2」<collaborative studyによる定量化技術の確立>
- ・「農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術」
- ・「その3」<定量技術の簡素・簡便化>
- ・「食品中のアクリルアミド分析法の開発」
- ・独立行政法人農業技術研究機構野菜茶葉研究

所との共同研究

「流通過程における野菜の硝酸塩濃度の実態
調査」
調査研究、企業相談、消費者相談等センター
業務と試験研究会議との有機的な連携を図るため、
農業試験研究推進会議等へ22回参画した。

- ◇ 調査研究を必要に応じて検討して実施した。
a : 共同研究を実施した。
c : 共同研究をしなかった

- 調査研究の課題の選定、
実施方法及び成果について適正な評価を行った。
い、その結果を業界に反映させたため、外
部の専門家で構成する調査研究会を開催する。
イ 調査研究の課題の選定、
実施方法及び成果について適正な評価を行った。
い、その結果を業界に反映させたため、各事
業年度において1回以上検討を行う。

- (4) 調査研究の成果を
事業者、登録認定機関等に
技術的に評価する講習を行
う。

- (5) 調査研究成果の効果的
な活用
調査研究移転のため、以下
の措置を講ずる。
○ 食品等産業界、試験研
究機関等との産学官の技
術交流、連携を図り、講
習会を実施する。

- 【その他特記事項】
「農産物の無機元素による産地判別」について
は、その成果の一部を学会誌に投稿した。
a
- 【事業報告書の記述】
平成15年度調査研究成果の評価を行ふとともに、
平成16年度の調査研究課題を選定するため、
外部の専門家を含む調査研究総合評議会を開催した。
- 【その他特記事項】
今年度の当該委員会においては、調査研究成果の評価方法を5段階とし、「想定以上」という評価基準も設定すべき、との意見が出され、評価方法を変更することになった。
- 【事業報告書の記述】
関係業界等の要望を踏まえ、財団法人食品産業セイセイセンター、独立行政法人事業振興会を8回開催した。業構造、食品製造企業、事業者団体、地方公共団体等から食品の分類に応じ、分析技術等に關する受入研修会を7回(26名)実施した。また、講習会等の食
品表示、「遺伝子組換え食品」等について講
師として講員を341回派遣し、「JAS制度」、「食
品表示」、「遺伝子組換え食品」等について講
じた。
- 【その他特記事項】
今後の研修内容の充実を図るため、アンケートを実施し、結果は以下のとおりであった。
a

- 4 立入検査等に関する事
4 立入検査等に関する事

- 4 立入検査等に関する事
4 立入検査等に関する事

項 (1) 認定製造業者等に対し
農林物質の規格化及び品
質表示の適正化に関する法
律(昭和25年法律第175号。以
下「JAS法」といふ。)第20条の2第1項
の規定による立入検査を行
うに当たっては、

ア 検査能力等の資質、經
験等を勘案した立入検査
職員の適切な人選から指示
イ 被検査事項の的確な
実施

項 (1) 農林水産大臣から製造
業者等に対するJAS法第20
条の2に基づく立入検査の
指示(「JAS法第19条の6第1
項第7号の検査を含む。」)があつた場合並びに都道府県から
水産省検査への協力要請を受
けた場合は、以下の措置を講ずる。

○ 立入検査の実施に当た
ては、検査能力等の資質、經
験等を勘案した立入検
査職員の適切な人選を確
定し、速やかに実施する。
○ 立入検査の実施に当た
ては、検査能力等の資質、經
験等を勘案した立入検
査職員の適切な人選を確
定し、速やかに実施する。

指標の総数 : 3
評価 a の指標数 : 2 × 2 点 = 4 点
評価 b の指標数 : 1 × 1 点 = 1 点
評価 c の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点
合計 5 点
(5 / 6 = 83%)

【事業報告書の記述】
農林水産大臣から、認定製造業者等に対する
立入検査の指示があつた3件(3事業者)について、
a : これを見直した。
農林水産大臣から指示のあった立入検査の
実施に当たっては、立入検査職員の検査能力
等の資質、経験等を勘案した人選を行い、最優
先の業務として実施した。
立入検査マニュアルの見直しをし、事務処理
の手順について定めたマニュアルの内容の充実
を図った。
立入検査報告を行つた3件のうち2件は3日以内に報告したが、4日間を要した案件が1件あつた。
農林水産省又は都道府県の協力要請を受け、
立入検査の同行及び立入検査の事前調査等を160件
(283事業者)実施した。

【その他特記事項】
検査員の名簿を準備し、人事異動等の都度、
検査員の追加又は取消しにより更新した。
平成16年3月31日現在の検査員登録数は131名。

「立入検査事務処理マニュアル」を見直すと
ともに、任意・同行調査に係るものも含めた「立
入検査・任意調査・同行マニュアル(加工食品
編)」を作成した。

△立入検査手順のマニュアル
を作成するとともに、定期的
な見直しを行い、見直しを行つた。
a : 作成し、又は必要な改訂
を行つた。
c : 作成せず、又は必要な改
訂を行わなかつた。

○立入検査結果の報告は、
立入検査を終了した後3日
以内に報告する。なお、
報告が3日を超えた場合、
農林水産大臣への迅速
かつ正確な報告等に留意
し厳正に実施する。
ウ 農林水産大臣への迅速
かつ正確な報告等に留意
し厳正に実施する。
第1項第7号に規定する外
国認定製造業者等に対し
て行う検査についても上
記の留意点を踏まえて実

施する。

- 立入検査結果の報告期間：立入検査実施後3日以内

は、その都度その原因を研究し、今後の実施に反映させる。

立入検査結果の平均報告期間は、平成13年度が9.1日、平成14年度が6.4日、平成15年度が3.3日であった。
達成度合：67%

b

△検査員の適切な人選、手順のマニュアル化の結果、立入検査結果の報告期間を検査実施後3日以内とした。

- a : 3日以内に報告した件数が90%以上であった。
- b : 3日以内に報告した件数が50%以上90%未満であった。
- c : 3日以内に報告した件数が50%未満であった。

(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の確保に関する法律第97号(平成15年法律第183号)第32条の規定に基づく立入検査及び水産大臣から指示された水産大臣より、質問、検査及び収去を的確に行う。

(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の確保に関する法律(平成15年法律第97号)の規定に基づく立入検査等の指⽰がある場合、適切にこれを実施する。

△立入り、質問、検査及び収去のマニュアルを作成するどもに、定期的な見直しを行い、必要な改訂を行った。②：作成し、又は必要な改訂を行った。③：作成せず、又は必要な改訂を行わなかつた。

(平成16年度以降の評価指標)

△農林水産大臣が定める事項を記載した報告書を遅滞なく提出した。④：遅滞なく定められた事項を報告した。⑤：報告事項に不備があつた、又は報告が遅滞した。

【事業報告書の記述】
農林水産大臣から製造業者等に対する遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条に基づく立入検査等の指⽰にはなかつた。

【その他特記事項】
立入り等の実績がなかつたため、評価しない。

A

指標の総数 : 4
評価 a の指標数 : 4 × 2 点 = 8 点
評価 b の指標数 : 0 × 1 点 = 0 点
評価 c の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点
合計 (8 / 8 = 100%)

○緊急時の要請に関する事項

5 緊急時の要請に関する事項

農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費技術センター法(平成11年法律第183号)第12条の規定に基づき緊急調査、分析又は検査を実施するに際しては、他の業界に最優先して組織的に取り組み、必要な調査、分析又は実施の迅速かつ正確に実施する。

				A
◇センサーの調査研究結果を体系的に整理し、随時更新・再整理した。 a : 整理し、又は再整理した c : 整理せず、又は再整理しなかった	【事業報告書の記述】 要請があつた場合、調査等に必要なデータ等を効率的に検索するため、調査研究報告中の引文文献を分野別に整理するどともに外部の種々のデータベースの整理を行い、情報管理体制を見直した。	農林水産大臣から緊急に実施すべき調査、分析又は検査の要請はなかつた。	【その他特記事項】 新たに公開した調査研究成果について、これまでの成果と併せて年度別、項目別に検索できるよう整理した。	a
○ 調査研究結果や研究要請等を整理し、緊急に對応できる。請文等に対し組織体制を整理する。請文等から要員は緊急会議によつて農林水産省農場分析対策実体制を整える。○ が有るが請設置して要は検査に实施する、正確な実査結果は運やかに報告する。	◇要請に対する組織体制を整備する組体を行って常に迅速に対応できる。○ が要を先分析して又は検査結果を正確な実査に実施する、調査結果は運やかに報告する。	◇要請に对して常に迅速に応できる。○ が要を先分析して又は検査結果を正確な実査に実施する、調査結果は運やかに報告する。	「緊急調査分析実施規程」に基づき、想定される調査分析内容別に登録した専門的知見を見るように整理した。	a
農林水産大臣から要請等を行つた調査等を迅速かつ正確に行うた研究し、文等を用いて組織的に研究結果や整理方法、分析方法、検査等で実施する。體系的に行つた分析方法、分析等を用いて組織的に行つた研究結果や整理方法、分析方法、検査等で実施する。○ が要を先分析して又は検査結果を正確な実査に実施する、調査結果は運やかに報告する。	◇研究論文等を体系的に整理し、随時更新・再整理した。 a : 整理し、又は再整理した c : 整理せず、又は再整理しなかった	◇要請に対する組織体制を整備する組体を行つた。○ が要を先分析して又は検査結果を正確な実査に実施する、調査結果は運やかに報告する。	想定される緊急調査の分野ごとに、外部の研究論文のデータベースを体系的に再整理した。	a
努力するとともに、その結果について農林水産大臣に迅速に報告する。	◇必要な分析方法、データを均率よく検索できる情報を構築し、定期的にその内容を更新した。 a : 構築し、又は更新した c : 構築せず、又は更新しなかった	(平成14年度以降の評価指標) (平成14年度以降の評価指標)	平成14年度に実施した外部の種々のデータベース、ホームページ等を分野別に体系的に整理したものを作成して、平成15年度はその後の情報を追加し、さらにはセキュリティーポリシーの考え方を踏まえて内容を更新した。	a
6 國際協力	6 國際協力	6 國際協力	○國際協力	A

指標の総数 : 2
 評価 a の指標数 : 2 × 2 点 = 4 点

評価bの指標数：0×1点＝0点
評価cの指標数：0×0点＝0点
合計 4点
(4 / 4 = 100%)

可能な範囲において、
研修の受入、海外への
専門家の派遣等の国際協
力をを行う。

発展途上国から大に増大の技術
応付に對応する。センター専門家の海外の研修
して、センターや専門家の間で語
を活用及び受け入れる。また、海外へ
派遣の受入する。向ふ事業の主催す
る。派生のする。向ふ事業の主催す
る。

国際技術協力者及び国際機
関から下の指置きを請める。
○ 派遣団等の要請を請める。
力事務局等の要請を請める。
活動及び国際機
関等の要請を請める。
らの研修生を受け入れる。

◇専門家の海外派遣を行つ
た。
a : 派遣を行つた。
c : 正当な理由なく、派遣を行
わなかつた事例がある。

【事業報告書の記述】
国際協力事業団からの技術協力専門家の派遣
要請はなかつた。
○ 海外分析技術等に関する研修生を受入れ、JAS制度、食品
等のセンターの施設見学については、随時対
応した。
○ 國際協力事業団の主催する平成15年度技術協
力専門家養成研修（第1回）農村開発コースに
専門家1名を派遣した。

【その他特記事項】
専門家の海外派遣要請がなく、派遣は行わな
かったため評価しない。

白

A

中項目の総数 12
評価Aの中項目数：2×2点＝4点
評価Bの中項目数：0×1点＝0点
評価Cの中項目数：0×0点＝0点
合計 4点
(4 / 4 = 100%)

【特記事項】
当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期
計画項目である「予算、収支計画及び資金計

【事業報告書の記述】
国際協力事業団からの技術協力専門家の派遣
要請はなかつた。

【その他特記事項】
専門家の海外派遣要請がなく、派遣は行わな
かったため評価しない。

白

A

中項目の総数 12
評価Aの中項目数：2×2点＝4点
評価Bの中項目数：0×1点＝0点
評価Cの中項目数：0×0点＝0点
合計 4点
(4 / 4 = 100%)

【特記事項】
当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期
計画項目である「予算、収支計画及び資金計

画」について評価基準に基づく評価を行つた結果、すべての中項目についてA評価となつたことから、法人運営はA評価とする。
② 法人運営が円滑かつ効率的に取り組めるよう所要額を配分し、年度途中においては進捗状況を把握しつつ業務達成に必要な資金を効果的に配分している。

○経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組み	A
--------------------------	---

指標の総数	: 1
評価aの指標数	: 1×2 点 = 2点
評価bの指標数	: 0×1 点 = 0点
評価cの指標数	: 0×0 点 = 0点
合計	: 2点
(2 / 2 = 100%)	

【事業報告書の記述】
財務諸表等を参照のこと。なお、前年度に引き続き業務経費・一般管理費の削減に取り組んだ。

【その他特記事項】
各種会議等を通じ各地域センターを含めて経費削減の周知徹底を図った。

◇経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組みは十分であった。
a : 取組みは十分であつた。
b : 取組みはやや不十分であつた。
c : 取組みは不十分であつた。（なお、本指標の評価に当たっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分分配属するものとする。）

○法人運営における資金の配分状況

指標の総数	: 1
評価aの指標数	: 1×2 点 = 2点
評価bの指標数	: 0×1 点 = 0点
評価cの指標数	: 0×0 点 = 0点
合計	: 2点
(2 / 2 = 100%)	

【事業報告書の記述】
財務諸表等を参照のこと。なお、前年度に引

◇法人運営における資金の配分状況は、十分であつた。

a : 効果的な資金の配分は十分であった。
b : 効果的な資金の配分はやや不十分であった。
c : 効果的な資金の配分は不十分であった。

第 4 短期借入金の限度額 7億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入 が遅延。	第 4 短期借入金の限度額 7億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入 が遅延。	◎短期借入金の限度額
--	--	------------

き続き業務経費・一般管理費の経費の削減に取り組んだ。

○法人の借入金について、借入に至った理由及び用途、金額及び金利、返済の見込み

中項目の総数
評価 A の中項目数
評価 B の中項目数
評価 C の中項目数

短期借入金は発生しなかったことから、評価の対象外。

指標の総数
評価 a の指標数
評価 b の指標数
評価 c の指標数

短期借入金は発生しなかったことから、評価の対象外。

【事業報告書の記述】

△法人の短期借入金について、借入に至った理由及び用途、金額及び金利、返済の見込みに關しては適切であつた。(借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)

b : 短期借入金の借入に至った理由等についてはやや不適切であつた。
○：短期借入金の借入に至った理由等については不適切であつた。

【その他特記事項】
短期借入金の借入実績がないため、評価しない。

第5 剰余金の用途 剰余金が生じた場合は、消耗するような機器の購入等の対応に充當する。	⑤剰余金の用途	<p>中項目の総数 評価Aの中項目数 評価Bの中項目数 評価Cの中項目数</p> <p>剰余金の用途については、実績がなかつたことから、評価の対象外。</p>
○剰余金の用途について、中期計画に定めた用途に当たる結果、当該事業年度に得られた成果	○剰余金の用途について、中期計画に定めた用途に当たる結果、当該事業年度に得られた成果	<p>指標の総数 評価aの指標数 評価bの指標数 評価cの指標数</p> <p>剰余金の用途については、実績がなかつたことから、評価の対象外。</p>
△剰余金の用途について、中期計画に定めた用途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果は、十分であつた。得られた成果は十分であつた b：得られた成果はやや不十分であつた c：得られた成果は不十分であつた (中期計画に定めた剰余金の用途に充てた年度のみ評価を行う。)	△剰余金の用途について、中期計画に定めた用途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果は、十分であつた。得られた成果は十分であつた b：得られた成果はやや不十分であつた c：得られた成果は不十分であつた (中期計画に定めた剰余金の用途に充てた年度のみ評価を行う。)	<p>【事業報告書の記述】 剰余金は生じなかつた。</p> <p>【その他特記事項】 実績がないため、評価しない。</p>
第5 その他業務運営に関する重要事項 第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第5 その他業務運営に関する重要事項 第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	<p>中項目の総数 : 2 評価Aの中項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点 合 計 (4 / 4 = 100%)</p> <p>A</p>

- 【特記事項】**当該評価を行うに至ったたな経緯、特殊事情等
 ① 法人から自らの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「施設及び設備に関する計画」に基づく評価基準に基づく職員の人事に関する結果、すべての中項目について評価を行つた結果、すべての中項目の評価はAとする。
 ② 平成15年7月の食品安全行政の新たな展開に伴つて中期目標が変更され、リスクコミュニケーションによる食品表示の真正性認証分析業務、DNA分析等による食品有害物質の調査分析業務等の拡充業務に対応した人員配置が行われている。

A	
指標の総数	1
評価 a の指標数	1×2 点 = 2 点
評価 b の指標数	0×1 点 = 0 点
評価 c の指標数	0×0 点 = 0 点
合計	2 点
	(2 / 2 = 100%)

◇中期計画に定められている
 施設及び設備に関する計画に基づき、以下の
 施設及び設備に関する計画に基づき、以下の
 計画を実施を行つた。

所名	整備内容
本部	事務室設備改修工事
横浜	事務室設備改修工事
神戸	事務室設備改修工事
	検査設備改修工事

◇中期計画に定められていてる
 施設及び設備に関する計画に基づき、当該
 施設事業年度における改修・整備工事
 前後の業務運営の改善の成績
 は十分であつた。
 a : 改善の成果は十分であつた。
 b : 改善の成果はやや不十分であつた。
 c : 改善の成果は不十分であつた。

◇中期計画に定められていてる
 施設及び設備に関する計画に基づき、緊急な
 整備が必要として補正予算が認められ、本部を
 除く各地域センターの残留農薬等検査設備改修
 工事を行つた。

◇その他特記事項
 施設及び設備の整備の結果、職場環境の改善
 による事務の効率化、安全性に関する検査分析

1 施設及び設備に関する計画	○施設及び設備に関する計画
1 施設及び設備に関する計画	1 施設及び設備に関する計画

業務の適切かつ効率的
 な実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化
 等に伴う施設・設備及び設備等を計画的に
 整備・改修等を行う。

以下に施設及び設備を
 行う。
 行部：事務室設備改修工事
 本部
 横浜
 神戸
 検査設備改修工事

		<p>能力向上、職員の労働衛生の向上が図られるとともに、國民の食に対する信頼と安心の回復を図る施策の一環として、殘留農薬等の検査分析の迅速化、効率化が図られた。</p>	
	<p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>○職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む）</p> <p>A</p> <table border="1"> <tr> <td>指標の総数 : 16 評価 a の指標数 : 16 × 2 点 = 32 点 評価 b の指標数 : 0 × 1 点 = 0 点 評価 c の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点 合計 32 点 (32 / 32 = 100%)</td> </tr> </table> <p>◇生糸の格付業務について は、退職者不補充とした。 a : 不補充とした b : 补充した</p> <p>◇生糸の格付業務者の職員の配置転換計画を作成し、必要に応じ見直し、変更を行つた。 a : 計画を作成し、又は必要な変更を行つた b : 計画を作成せず、又は必要な変更を行わなかつた c : 計画を作成せず、又は必要な変更を行わなかつた</p> <p>◇配置転換計画に基づき職員の配置転換を行つた。 a : 計画に基づき配置転換を行い、又は配置転換の必要性がなかつた b : 計画に基づく配置転換を行わなかつた c : 計画に基づく配置転換を行わなかつた</p> <p>◇平成14年度に各部門の業務量を勘案して人員の配置を行つた。 a : 業務量を勘案し人員の配置を行つた b : 業務量を勘案せず人員の配置を行つた c : 人員の配置を行わなかつた</p> <p>イ 外国林産物の格付業務については、平成14年度の廃止に伴い人員の適正配置を図る。</p>	指標の総数 : 16 評価 a の指標数 : 16 × 2 点 = 32 点 評価 b の指標数 : 0 × 1 点 = 0 点 評価 c の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点 合計 32 点 (32 / 32 = 100%)
指標の総数 : 16 評価 a の指標数 : 16 × 2 点 = 32 点 評価 b の指標数 : 0 × 1 点 = 0 点 評価 c の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点 合計 32 点 (32 / 32 = 100%)			
	2 人事に関する計画	<p>(1) 方針 ア 生糸の格付業務については、退職者の不補充や有機農産物等の検査業務等JAS法改正による新規・拡充業務等への職員の計画的な配置転換を行う。</p>	

た
（平成14年度限りの評価指標）

◇ 食品に含まれる微量元素分析による品質情報を収集、伝達する。
ク 質の情報分析の収集、伝達子分析等の機能を有する。
ウ 品質分析の機能を有する。

◇ リスク情報の収集、伝達子分析等の機能を有する。
リスクリスク等の機能を有する。
ク 分析等の機能を有する。

【事業報告書の記述】
リスクコミュニケーション業務の強化、DNA分析等検査分析業務の拡充への対応を図った。
a

【その他特記事項】
拡充業務に必要な人員67人のうち60人は農林水産省の旧食糧事務所からの振替、7人はセントラーニーの他の業務部門からの振替及び事務採用により配置した。

○ 常勤職員の数を61人増員し、470人から531人にする。

◇ 常勤職員の数を平成13年度当初を基準として1%（5人）程度の合理化減を図った。
a : 計画値の達成度合は90%以上であった
b : 計画値の達成度合は50%以上90%未満であった
c : 計画値の達成度合は50%未満であった

【事業報告書の記述】
平成13年度当初の常勤職員数を基準として1%程度（6人）削減し、3年間で33%（16人）削減した。
なお、食品に含まれる微量元素の調査分析によるリスク情報の収集、遺伝子分析を活用した品質表示基準製品の検査等の分析業務の拡充により対応するため67人増員した。

【その他特記事項】
業務の見直しを行うことにより合理的な人員配置を行い、業務部門で5人を、それ以外の業務部門1人を合理化減した。

(2) 人員に関する目標
期初の常勤職員数を期初の109%((1))のうちにいる増員分を除外した場合にあつては、合理化減を図ることにより95%()とする。
(参考1)

1) 期初の常勤職員数
480人。

2) 期末の常勤職員数の見込み 521人。
(うち(1)のうちにいる平成15年度の増員は、67人)

(参考2) 中期目標の期間中の人員費総額
中期目標の期間中の
人員費総額見込み
17,143 百万円

3 人材の育成
別に定めた職員技術研修中長期計画に基づき、以下の研修を計画的に実施する。
(3) 人材の確保・育成
ア 人材の育成
別に定める職員技術研修計画に基づき、以下の研修を計画的に実施する。

(1) 業務内容の高度化及び専門化に対応するとともに分析技術及び分析能力の維持向上を図るために、内部的な分析技術試験研究会、人事権限や研究員の派遣研究会、人事交換等を行う。

研修会の開催及び研修会へ職員を派遣した。
a : 研修会の開催及び研修会へ派遣した。
c : 研修会の開催及び研修会へ派遣しなかったが、研修会の開催及び研修会へ派遣しなかった。

ため、外部機関が主催する作業員を派遣して実習等を実施して職員に研修を受ける。必要に応じて職員に研修を受ける。必要に応じて職員に研修を受ける。必要に応じて職員に研修を受ける。必要に応じて職員に研修を受ける。必要に応じて職員に研修を受ける。

・ 内部資格研修

勤務実績等による作業員を有するため、研修会が主催する外部門研修会への派遣を行った。

ため、以下の研修会への職員の派遣及び内部研修を実施した。
・ 資格取得研修 16名
・ 内部資格研修 122名

【その他特記事項】
放射線取扱主任者を養成するための研修を計画しておらず、実績がなかつたため評価しない。
放射線取扱主任者については、各センターに有資格者が確保している（計37名）

◇ 年度計画に基づいてISO9000の審査員補を養成するため、研修会の開催及び研修会へ職員を派遣した。
a : 研修会の開催及び研修会へ派遣した
o : 培成する必要があつたが、研修会の開催及び研修会へ派遣しなかった

◇ 年度計画に基づいて作業環境測定士を養成するため、研修会の開催及び研修会へ職員を派遣した。
a : 研修会へ派遣した
o : 培成する必要があつたが、研修会へ派遣しなかった

○ 新規業務に適切に対応するため、新たに取り組む業務に関する研修を実施する。

(1) 新規・拡充業務に適切に対応するため、生糸格付業務担当職員を対象に、消費者対応業務、JAS関係業務等に開する研修を計画的に実施する。

【事業報告書の記述】
新規業務であるリスクコミュニケーションに係る業務に適切に対応するため必要な研修を実施した。

◇ 生糸格付業務担当職員を消費者対応業務、JAS関係業務等に活用するための研修計画を作成し、研修を行った
a : 研修計画を作成し、研修を行った
c : 研修を行わなかつた

【事業報告書の記述】
農林水産行政と連携した業務運営を推進する

4 人材の確保

イ 農林水産行政との連携
た業務運営の推進

(2) 農林水産行政との連携し、行政部携を図るため、行政部

◇ 行政部局との人事交流を計画的に実施した。

局との円滑な人事交流を図ることは、ターゲットには、広く我が国人材を確保する。

農林水産行政と連携した業務運営センターの実施する人事交流を中心とした行政計画的・戦略的・実務局による行政研修等に参加する。

○ 独立行政法人の職員に幅広い経験を積む必要がある農林水産省と他の行政機関とから派遣される必要性を確保する。

a : 人事交流を実施した。
c : 人事交流を実施しなかった。
◇行政部局が開催する行政研修等に参加した。
a : 研修等に参加した。
c : 研修等に参加しなかった。

a : 人事交流を実施した。
c : 人事交流を実施しなかった。
◇行政部局が開催する行政研修等に参加した。
a : 研修等に参加した。
c : 研修等に参加しなかった。

ウ 職員の採用
職員の採用に当たっては、センターの業務を遂行する上で必要な職員の技術力、適性等の分析の基礎的能力、知識等を有する化水産物や食品等を有する試験分析の専門的知識等及び行政の試験分析の基準や知識等を有する試験分析の専門家を中心として採用する。

○ 職員の採用については、退職予定者等を勘案して、職務に見合った人員配置を実施する。職員の採用は、国家公務員試験合格者等から採用する。採用情報等に掲載し、一ムベージュ等に優秀な人材の確保に努める。

◇化学、農学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用した。
a : 国家公務員試験合格者を中心として採用した。
c : 国家公務員試験合格者を採用しなかった。

【事業報告書の記述】
化学、農学等の試験区分の国家公務員試験等の合格者の中から19名を採用し、必要な人材を確保した。

【その他特記事項】
大学等の就職指導担当者にセンターの採用案内の掲示依頼、個別の業務説明会の開催等により、優秀な人材の確保に努めた。

エ 検査分析能力等の向上
検査分析等における検査分析能力及び検査分析能力の向上のため、検査分析の実施体制に適正試験分析の実施規範(GLP)及び検査分析の国際標準であるISO/IEC17025の認定取得等を参考する。

◇ISO/IEC17025の要件事項を満たす品質マニュアル(1次文書)及び作品手順書(2次文書)、(以下「品質標準マニュアル等」という。)を作成するとともに、定期的に見直しを行い、改訂を行った。品質マニュアル等を作成するものとする。検査分析等における検査分析能力及び信頼性の向上並びに信頼性の確保を図るために、ISO/IEC17025の認定取得に向けての作業に取り組む。

【事業報告書の記述】
ISO/IEC17025の認定取得に向けて技能試験への参加、ISO/IEC17025内部監査員養成研修への参加、派遣等を2回(8名)実施した。

【その他特記事項】
検査分析業務執行マニュアルについて、次の措置を講じた。
・遺伝子分析用機器に関する作業標準を作成し、分析機器マニュアルを追加改訂した。
・「毒物劇物危害防止管理規程」及び「危険物管理規程」の見直しを行い、平成16年度から「毒物劇物及び危険物管理規程」を作成して試薬等の維持管理を行うこととした。
・試験業務品質マニュアルとして整備した「試験業務品質手順書」を再編し、「試験業務品質手順書」を作成した。
・「配線管理指針」を作成した。

オ 検査分析業務執行マニュアルの作成
○ 平成13年度作成した分析機器及び試薬等の維持

【その他特記事項】
遺伝子分析用機器に関する作業標準を作成

し、分析機器に係るマニュアルとして追加改訂ができるよう、「機器整備の手引き(案)」を作成するなどもに、「分析機器の効率的な点検整備ができる」として改訂を行った。

に、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。
a : マニュアルを作成し、又は必要な改訂を行った結果、改訂が必要な改訂を行った。

c : マニュアルを作成せず、又は必要な改訂を行わなかった

管理及び記録等に係る業務執行マニュアルを適宜見直す。

施設・機器類管理マニュアル、毒劇物管理規程及び危険物管理規程等に係る業務執行マニュアルを改定して、維持管理及び試験等に係る業務執行マニュアルを作成する。

「毒物劇物危害防止管理規程」及び「危険物管理規程」について、「分析試験業務管理規程」の開運規程として「毒劇物及び危険物管理規程」に再編・改訂した。

◇試薬等に係る業務執行マニュアルを作成する結果、改訂が必要な改訂を行った。

a : マニュアルを作成し、又は必要な改訂を行った結果、改訂が必要な改訂を行った。

c : マニュアルを作成せず、又は必要な改訂を行わなかった

「毒物劇物危害防止管理規程」及び「危険物管理規程」について、「分析試験業務管理規程」の開運規程として「毒劇物及び危険物管理規程」に再編・改訂した。

◇試験業務品質マニュアルとして整備した「記録管理手順書」を作成し、新たに「試験及び記録管理の指針」を作成した。

◇記録等に係る業務執行マニュアルを作成する結果、改訂が必要な改訂を行った。

a : マニュアルを作成し、又は必要な改訂を行った結果、改訂が必要な改訂を行った。

c : マニュアルを作成せず、又は必要な改訂を行わなかった

【事業報告書の記述】
外部精度管理を9回（38名参加）、センター間精度管理を1回（54名参加）実施し、満足な結果が得られなかつた試験者に対する対応としては、再試験等の必要な是正処置を実施した。

【その他特記事項】
試験結果の対外的な信頼性確保の必要性から、外部技能試験への参加が増加（前年度5回）した。
達成度合：200%

△実験室間精度管理の結果に基づき必要な措置等を講じた。
○：必要な措置を講じた。
□：必要な措置を講じなかつた事例があつた

[総合評価]

特記事項	評価
<p>1 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等</p> <p>① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目に基づく評価を行った結果、一部の中項目に自評面をあつたものの、高い評価であることから、総合評価はA評価とする。</p> <p>② 農林水産大臣の指示による立入検査件数は前年度より減少したものとの、農林水産省等の要請に基づく立入検査結果の報告期限を越えた案件が1件あつたとは言え、農林水産大臣への報告の迅速化についても、相応の努力が払われたものと評価できる。</p> <p>③ 誤譯を受けた報告書の一部は誤譯が認められたことについて、法人は誤譯の原因を速やかに当委員会事務局へ報告するなど、適切な処理に努めており、反省が認められる。</p> <p>しかししながら、時確かに再発防止措置を行ったためには何よりも提出される資料の正確性が求められるところである。</p> <p>なお、当該誤譯は評価結果に影響を与えないことを確認した。</p> <p>2 b、c評価となつた項目について</p> <p>① 「関係独立行政法人等を統ぶWAN（広域ネットワーク・システム）の整備」及び「WANの活用」について</p> <p>法人は、平成15年7月の食品安全行政の新たな展開に伴つて改正された中期目標に対応して、関係独立行政法人等を統ぶWANを整備し、農林水産省の関係部局と連携することにより食品のリスク管理情報を共有化するとともに、消費者からの問い合わせや分かりやすい情報提供等に活用することとした。しかし、WANを整備するためには関係機関で使用しているシステムの整合を図る必要があつたが、その検討に時間を要したため、予定したすべての関係独立行政法人を事業年度内に結ぶことができなかつた。</p> <p>なお、平成16年6月16日に当初予定されていたWANは整備された。</p> <p>今後は、関係独立行政法人等との連携を密にしてWANを活用する必要がある。</p> <p>② 「品質表示基準の遵守状況の確認のための検査の効率的な実施」について</p> <p>① 「品質表示基準の遵守状況の確認のための検査における不適合率が高かつたため、平成14年度の品質表示基準の遵守状況の確認のための検査を行ったが、平成15年度の検査計画の進行管理が不十分であつたことから、品目等について重点的に検査を行うこととしていたが、平成15年度の検査に占める割合を高められず、重点的な不適合率が高かつた。品質表示基準の遵守状況の確認のための検査を効率的に行う上で必要な検査計画の進行管理が実施できなかつた。</p> <p>② 検査を行つた加工食品6品目のうち4品目に於ける不適合率が高かつた。品質表示基準の遵守状況の確認のための検査を行つた加工食品6品目のうち4品目に於ける不適合率が高かつた。品質表示基準の遵守状況の確認のための検査を行つた加工食品6品目のうち4品目に於ける不適合率が高かつた。</p> <p>③ 「農林水産大臣からの指示による立入検査の結果を検査実施後3日以内に報告すること」について</p>	<p>中項目の総数 : 15 評価Aの中項目数 : 14×2点=28点 評価Bの中項目数 : 1×1点=1点 評価Cの中項目数 : 0×0点=0点 合計 29点 (29/30=97%)</p> <p>A</p>

平成15年度に報告が遅延した1案件は内部の事務処理の延滞が原因であった。過去3年間の平均報告期間（平成13年度9.1日、平成14年度6.4日、平成15年度3.3日）を鑑みて農林水産大臣への報告事務については一定の改善・迅速化が図られたと考える。しかし、農林水産大臣への報告に当たつては、迅速な事務処理に努めるとともに、適切な進行管理を行う必要がある。